

第二十六回国会
衆議院

商工委員会
議事録
第三十一号

昭和三十三年四月二十四日(水曜日)

午前十時二十八分開議

出席委員

委員長 福田 篤泰君

理事小笠 公昭君 理事鹿野 彦吉君

理事小平 久雄君 理事笹本 一雄君

理事西村 直己君 理事加藤 清二君

理事松平 忠久君

阿左美廣治君 齋藤 憲三君

首藤 新八君 中村庸一郎君

福井 順一君 横井 太郎君

春日 一幸君 片島 港君

佐竹 新市君 田中 武夫君

多賀谷眞稔君 中崎 敏君

永井勝次郎君 帆足 計君

水谷長三郎君 八木 昇君

出席政府委員

中小企業長官 川上 爲治君

通商産業事務官(中小企業行政部長) 今井 善衛君

委員外の出席者

参考人(東京商工会議所中小企業対策委員長) 石田謙一郎君

参考人(経済団体連合会事務局長) 古藤利久三君

参考人(日本生活組合連合会専務理事) 中林 貞男君

参考人(日本中小企業政治連盟事務総長) 城戸 久君

参考人(東京都商店街連合会副会長) 内藤 弥吉君

参考人(東京綿スフ織物商協会展長) 立川 豊君

参考人(日本中小企業家同友会代表理事) 東原誠三郎君

参考人(日本労働組合総評議会中小企業部長) 入江 正治君

参考人(全国繊維産業労働組合同連法政部長) 間宮重一郎君

参考人(主婦連合会副会長) 三巻 秋子君

専門員 越田 清七君

四月二十四日

委員井谷正吉君及び横路節雄君辭任につき、その補欠として永井勝次郎君及び中崎敏君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

中小企業団体系案(内閣提出第一三〇号)

中小企業組織法案(水谷長三郎君外二十三名提出、衆法第二号)

中小企業の産業分野の確保に関する法律案(水谷長三郎君外二十三名提出、衆法第五号)

商業調整法案(水谷長三郎君外二十三名提出、衆法第六号)

右各案について参考人より意見聴取

○福田委員長 これより会議を開きます。

本日はまず内閣提出にかかる中小企業団体系案並びに水谷長三郎君外二十三名提出にかかる中小企業組織法案、中小企業の産業分野の確保に関する法

律案及び商業調整法案、以上各案について御出席の参考人より御意見を承ねることいたします。

ただいま御出席の参考人の各位は、東京商工会議所中小企業対策委員長石田謙一郎君、経済団体連合会事務局次長古藤利久三君、日本中小企業政治連盟事務総長城戸久君、東京綿スフ織物商協会展長立川豊君、日本中小企業家同友会代表理事東原誠三郎君、日本生活

協同組合連合会事務理事中林貞男君、日本労働組合総評議会中小企業部長入江正治君、全国繊維産業労働組合同連法政部長間宮重一郎君、以上八名の方方であります。

なお東京都商店街連合会副会長内藤弥吉君は、所用のため後刻出席される予定であります。

また以上の各位のほか、参考人として出席方を依頼しておりました岩村光郎君は、所用のため出席できかねることとありますので、御了承願います。

この際参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。参考人の方々には御多用の中のところ本委員会に御出席下さいましたことを厚く御礼申し上げます。申すまでもなく現下の中小企業界の事情にみちみ、中小企業振興のための最も基本的な方策として、中小企業の組織の充実、団結の強化をはかることが要緊の要務であることは疑いなく余地はありません。本日御意見を伺うことになっております政府案並びに社会党案の各案は、かかる見地より提案

されたものでありますが、その内容につきましても、すでに各位の十分御承知のことと存じます。これらの法案はともに中小企業の経営の向上と安定に

関し重大な意義を有するとともに、一方関連事業者または消費者その他に對しましても密接な関連性を持つものであります。今後の中小企業界ないしは国民経済の動向に重要な契機をもちますものと予想されるところであります。

またかねて世に生活論議が行われておりますことは、関係者のみならず一般の関心が高まっておりますことを示すものであらうと存じます。

かかる意味合いにおきまして、この際広く各界の御意見を聴取し、審議に遺憾なきを期するために本日各位の御出席をわすれずした次第でありますから、以上の趣旨をおくみ取りいただきまして、忌憚のない御意見を御発表願いたいと存じます。

参考人の御意見御開陳の時間は一人おおよそ十五分程度とし、その順序は勝手ながら委員長におまかせ願いたいと存じます。

なお御意見御発表の後委員の側から種々質疑もあらうかと存じますので、お含みの上御願いたします。

それでは最初に石田参考人よりお願いいたします。

○石田参考人 私御指名いただいた石田でございます。元來中小企業といふものは今日まで非常に恵まれなかつた、これはすでに賢明な皆さんの御承知のこととありますが、この両三年

來、言葉の上では中小企業問題が非常に取り上げられてくるようになったわけでありまして、しかし實際上ではそういうふうな言葉が言われるほど果して中小企業問題が取り上げられたかどうかというところ、これは全くそうじゃないかと私は断ぜざるを得ないので、三十一年度の中小企業者に対する予算でさえも約八億圓、それが三十二年度の予算にはわずかに一億圓しかふえていない。九億圓しか現在認められてお

らぬという現状を見ましても、言葉で言われておるのと実際の事情がいかに違ふかということをおわれれば考えざるを得ないのであります。しかもその間われわれ中小企業者は、最低賃金その他でもって非常に中小企業の低賃金という問題をとり上げられまして、何とか最低賃金を上げようというところと、いろいろ言われておるのでありますが、一方最低賃金制はしつて、しかし生産性向上はできないというふうな御意見も一部にあるようでありまして、われわれ自力でものをやっていたか

ればならぬ中小企業者は、このように生産性の向上は否定され最低賃金制だけでは施行されるということになりますと、一体どうしたらいいかと考えざるを得ないのであります。いろいろ問題をとり上げられながらも、そのよう

な観点からわれわれ中小企業者としては果してこのようにこれから進んでいったらいいか、またこのように進んだら果して健全な中小企業ができるのであらうかと非常に憂えておるもので

あります。

しかしながら私が今回の参考人として意見を述べる機会を得るに当りまして、去る四月五日の議事録を拜見したのでありますが、それを見ましたところが、実は自民党も社会党の皆さんも、みんな中小企業問題については非常によくおわかりになっておられるということとその議事録の内容からうかがい知りまして、非常にありがたいと思つたわけでございます。たとえばわれわれは今日まで政府御当局の対策というものが、あまりに大企業の方に偏しておつて、中小企業に薄かつた点を常に憂えておつたのであります。これも壊滅した国土の復興が基礎産業の振興を優先しなければならぬという絶対的な条件から、過去十一年間産業政策の重点を大企業に指向した結果だといふような御意見がすでに議事録に出ておるのを拜見いたしました。はつきりと御認識をいただいております。これを私どもは考えさせられ、こういうふうな御認識がある以上は今後においてはあらゆる面で、この考慮されたところの中小企業に対して強力な助成策がとられるのではなからうか、かやうに考へて非常に感謝をいたしておるわけでありまして、この点まず先日この問題についての御意見に対して私どもは感謝をいたすものであります。

本日ここで私は中小企業団体法その他について意見を申し上げるのであります。私は元来商工会議所の中小企業委員長をしばらくやっておるものであります。商工会議所と申しますのは、御承知のようにその構成上からも大企業と中小企業、もちろん零細企業を含めてであります。これらのもの

から成り立っております関係上、大企業と中小企業は共存すべきものであるという建前をかねてからとおつておるものであります。そのような観点から、中小企業問題を解決せずしては大企業も困るのであるということかねて主張もしている。いろいろその点から建議もしてきただけであります。そしてそういう観点から中小企業問題の解決には金融、税制の問題と同時に、もともと中小企業というものは独立精神が旺盛な人たちが多いためでありまして、なかなか組織を作ることができないので、そういうふうな中小企業者を何とか組織化したい、そして組織化することによって初めて中小企業問題が金融問題、税制問題とともに解決できるのではなからうか、このように会議所の立場では考へておつたのであります。もちろんこのようない問題から、私どもはどうしたら中小企業者を組織することができるとかというので非常に前から研究をいたしまして、あるいは同業組合法あるいは商業組合法、工業組合法、これらの研究をいたし、いろいろ建議もいたして参つたのであります。なおその途上においては、大企業の方とあるいは消費者の皆さんともずいぶん話し合ひをして参つたのであります。今回政府案を私どもが拜見をいたしました。その途上においても同様にいろいろと交へておりました。政府案そのものについて、大企業あるいは消費者の皆さんに對しても御相談をあるいは御意見を伺ひ、いろいろしてきたのであります。が、実はだいたい反対がございまして、しかしその反対は中小企業者を組織するということについての御反対ではないという確信を持ったのであります。

す。中小企業者を組織してはいかぬのだという反対ではなくして、組織される方法とそれから組織された結果においていろいろの措置についての御意見あるいは御反対が多いということとを考へさせられたのであります。私もいろいろといたしましては、中小企業者の組織というものについては、なにも御反対になつておらぬということとをまず認めざるを得なかつたのであります。なお現在政府案に対して、われわれが仄聞した範囲において、たとえば大企業側の例をとつてみますと御反対があるように伺つておるのであります。が、もちろんこの反対は大企業の方には存するものであります。その方々の心配される点は二つあるのではないかと私は考へるのであります。一つは今度の政府案の中に盛り込んでありますところの組合交渉の問題ですが、これはすでに現在安定法の中に団体協約というものがあります。団体協約があることは当然その前提として交渉があることはたれしも言はずるところであります。現在すでにあるものであります。ただこれが今度団体法の中に盛り込まれたというだけにすぎないの、このような点から私どもは、大企業の方々が今度の法案に組合交渉という文字が出たからと申して反対されるのはいさか意外だと思わざるを得ないのであります。この点につきまして私どもは先ほど引例をいたしましたように、戦後十一年間中小企業は基礎産業の確立のために犠牲になつたということとを御認識いただきまして、大企業の方々の皆さんともさういふふうな点については理解のある御態度をおとり願

いたいと考へておるわけでありまして。なお政府案においての組合交渉あるいは団体協約の問題につきましても、その内容においては当然総会において申述べ、同意を得なければなりません。その点は大企業の方々が御心配になるほどのことではないのじゃないかと私も考へておるのであります。四月五日の御討議の中で、自民党及び社会党の皆さんがすでにはつきりと指摘されておりましたところの原料高の製品安という点、中小企業にこのような安を押しつけておいて、今後も中小企業者を大企業の犠牲にしようというのなら問題は別であります。しかし、さうでなく、あくまでも大企業と中小企業は共存すべきものであるという立場から、やはりこの際は、大企業の方々が中小企業に幾分か譲りいただくことが必要じゃないか。このような点から私も、私はこれらについての御反対を不思議に思ふもの一人でございます。第二に大企業の方が御心配になつておる点は、この団体法が一つの道となつて、官僚統制あるいは過去におけるような強い経済統制その他に移行するのじやなからうかということだろうと思ふのであります。これはひとり大企業のみでなく、われわれ中小企業者自身も非常に心配している点なのであります。これも運用方法のいかんによつて私どもは考へておるのであります。今後この法案は当然成立することと思ふのであります。その運用の面において御当局その他は、わずかの助成金を出すことによってこれらの團結された中小企業者を牛耳らうというやうなことは当然考へておつておらぬと思ひますけれども、この点、十分御

注意を願ひたい。そしてあくまでも業者の自主独立の精神のもとに運行させるように御指導願ひたいと考へるのであります。また消費者側の御反対に対しても、私どもはだいたい誤解があるのじやなからうかと考へておるものであります。もちろんこの団体法が施行されますと、いろいろ現在中小企業者が話し合つております過当競争あるいは出血受注その他の問題が出てくるであろうと思ふのであります。しかし、四月五日の討議の中にも示されておりましたように、二千五百万の中小企業者というものは、生産者あるいは販売者であるとともに一面消費者であります。この消費者である中小企業者が、社会通念の許さない不当なことをやるとは私どもも自體考へておらない。私どもも自體が中小企業者であります。その中小企業者である私どもが、社会の許さない無理な値上げ、あるいは消費者の皆さんの困りになるやうなことを持ち出すとは考へておらないのであります。この点は消費者の皆さんの御理解ある御態度をぜひ望みたいと私どもは考へておるのであります。しかし、この点については、また一つの方法として、政府案の中で審議会の委員の人選において明示されておる学識経験者の中に、消費の面を受け持つ方々を入れていただくことによつて解決できるのじやないか。私は、こういうふうな努めて摩擦相和のないようにしてこの案が成立することを望むものなのであります。なお、法案そのものについてであります。これは提案されたとき一応水田通産大臣から述べられており、すでに私どもは十分に承知しておるので

なつて参りますと、通常の交渉に就いてそういう政府の勧告というふうなものがついて参つたり、その交渉に応じなければならぬというふうな事実上のそういう関係に迫りやうということ、今の取引関係について相当大きな影響を及ぼす要因を二つに含んでい

るのじゃないか。一たんの法案が通るのじゃ、実際上そういう勧告なり何なりが行われて、うまくいかぬということになると、今度は勧告に対する罰則が必要だという方向にこの法案が発展していく要素を含んでいるのじゃないか。そういう点においてこの組合交渉についての規定につきましては、さらに慎重な御検討をお願いしたいというのが一つの問題点でございます。

第二の問題点は、五十五条の強制加入の規定でございますが、この規定は先ほどおっしゃったように、組合費を取らないで、調整事業に協力するということだけで組合費を納めぬとかというふうな問題上必要だという点もござ

いますが、それはむしろ問題の重点からいえますと、こまかな問題であろうとわれわれは考えております。特にこの強制加入をしなければならぬという問題は、調整事業をやる上に必要なならば、アウトサイダー規制で十分やれるのではないか。今の中小企業安定法にございますようなアウトサイダー規制命令で十分に実際の調整事業をやれるのじゃないか。強制加入の目的が調整事業を中心にする限りはアウトサイダー規制で十分じゃないか。特に強制加入という問題をそこにお入れになるということは、単に組合費の問題とか何とかという小さな問題でなく、これも現在の経済秩序というものについて

の重要な変更という問題になるのじゃないかとわれわれは考えているわけでございます。特にこういう強制加入というふうなことになるかと、大企業と中小企業の関係はいろいろございまして、大企業と並列する中小企業もございまして、また現在の多くの輸出産業のように、大企業と協力関係にある中小企業も広範にあるわけでございます。その場合にそれぞれの会社というふうなものの中、中小企業との間に、長年にわたって育成されている指導協力関係というふうなものがございまして、これはこの強制加入というふうな規定が発動されましてその関係が阻害されてしまう。そして中小企業と大企業と少くとも対立させるような危険性もはらんでいる規定だ。そういう意味においてやはりこの問題はよほど慎重に扱っていただかないと問題を起すのではないかと考えている次第でございます。

それから、強制加入の方は大企業に關係がございせんが、第三のアウトサイダー規制命令の方は大企業の方にも及ぶことになっております。この問題になりますと、中小企業自身の業界の安定という問題からさらに一歩発展いたしまして、その業界全体の安定という問題に入らざるを得ない。それから、ある意味においては中小企業団体法というものでこれをおきめになるよりは、むしろその産業、業界全体の振興法というか、そういうふうな全体的な見地から、輸出貿易のことも考え、また国民経済に対する影響も考え、そしてこのアウトサイダー規制によって大企業、中小企業も含めた一つの調整をやるといふような問題が必要ではないか。

第四番目の問題は、結局いろいろな点で政府の行政指導、行政権というものにゆだねてある点がたくさんございまして、そこで特に認可にいろいろ問題がひっかかっておりますので、この法律が通りますと、運用でうまくやっていたらいいというところは大臣からもお話をございまして、その点は期待しておるわけでございますけれども、運用の幅が大きな法律でございますので、ただいまこの法律を作ります過程においていろいろ御苦労をされた御当局の方におられますれば、その問題の点はあとになって十分理解していただけたらと思ひますが、一たん法律が成立いたしますと、そういう過程にありまして重要な問題点というものは忘れられまして、結局法律にある目的を達成するためにいろいろなことが行われる。そうしますと、政府の行政指導というものがにわれわれ危惧を抱くわけではありますけれども、とかく問題がいろいろ発展して参り、結局は統制的な色彩を帯びて参りまして、統制経済的な端緒をこの法案が開くようなことになりはしないか、そういうことを心配しておるわけでございます。たとえいろいろな調整規程の認可にしても、あるいは組合協約の認可にしても、そういう問題についてはおそろく中小企業の方面から陳情がうんと出てくるといふようなことになるのではないかと。

陳情攻めにあつて政府は仕方なくそれを認めるような事態が次々と起つてきやしないか。そういうことを考えますと、このような問題点をほらんだまま本法案が成立することになりますと、結局先ほど申しましたような大企業と中小企業との協力関係が阻害されまして、あるいは輸出貿易その他国民経済の安定、消費者に対する影響というふうなものも考えますと、技術の向上とか合理化という努力よりは、むしろこの組織を基盤として、大企業あるいはその他の方面に力を働かかけて地位を改善していくような方向にとかく流れやすい。そういう危険を若干はらんでおるといふところに一番問題があるのではないかと。こういう問題をほらんだままこの法案が行われるということになって参りますと、大企業といったしましてはそういう一つの危惧を持っておりますので、この危惧が払拭されない限りは、今まで中小企業にお願しておったことを一貫経営でやつた方がよいのではないかと。一つ一つそういうことで団体交渉、組合交渉がせられるならば、自分のところでやつた方がよいのではないかと。強硬論もございまして、そういうことになって参りますと、せつかくの中小企業振興法案が逆の結果を來たすことになりはしないかという心配をわれわれはいたしておるわけでございます。そういういろいろな影響もございまして、この法案につきましては従来から慎重に御検討を願つておりましたけれども、さらにこの段階においても十分に時間をかけていただきまして、先ほど委員長のお言葉では何でも率直に申せということであ

ありますから、一言申し上げますれば、たとえ、もし時間がございせんでしたら、継続審議にしたいと、か、そういうふうなことに参りましてこの法案についての問題点を多面的に総合的に検討していただきたいというのがわれわれの意見でございます。

それから慎重な御検討を願いたいという一つの理由を今申し上げますと、第一は、これは取引秩序とか経済体制の根幹に觸れる問題をほらんでおるといふことでございます。それから先ほど申しました規定がそれぞれの問題について今申しましたような問題点をほらんでおるほかに、政府の内部におきまして、たとえば強制加入の規定につきましては公正取引委員会にも若干の御意見があるようでございまして、必ずしもはつきりと政府内部の、特に政府と事務局内部の御意見が統一しているとはわれわれは考えていないのでございます。

それから第三の問題は、これは中小企業についての基本調査というものができておまして、その上でこういう法律が御提案になるということであれば、承るべきところによりまして、最近よくやうく調査の予算がとれましてこれから基本調査をおやりになるというところであります。そういう中小企業の基本調査というものができ上つていない段階において、こういう問題のほらんである法案を成立させるといふことは若干問題がありはしないか、慎重を欠きはしないかというふうな点をわれわれは懸念しているわけでございます。そういう点から考えまして、この法案

につきましてはいよいよ慎重に時間をかけて御検討をお願いしたいというのが私の考え方でございます。さらに組織法案の問題についてちょっと触れさせていただきますと、組織法案につきましては、加入脱退の自由という原則が一貫されておまして、統制経済的なものがないという点においてはきわめて適切なお考えだと思つてございまして、ただ問題は、団体交渉一本ですべてをおきめになるといふこの考え方は、とかく労働組合と同じように中小企業の組合がいくというふうなことでございまして、団体交渉というものが非常に乱用される、これによって裁定されればそのまま強行されるのだということになりまして、これは現在の通常の商取引や何かについての影響を考えますと、政府提案の団体法よりもはるかに大きな影響がございまして、これはわれわれとしては賛成しかねるわけでございます。

それからまた労働事業協同組合というふうなものも認められておりますが、これにつきましてはどうもこういうふうなものができて、そしていわれる家族ぐるみの闘争というふうな形にこれが持つていかれるというふうなことになるかと、非常に問題であります。まして、社会党御提案の組織法案につきましても加入脱退の自由が守られ、それから統制経済的な色彩のないという点は非常にけっこうだと思つておりますが、あとの団体交渉一本でいいという考えにつきましてはわれわれの方としましてはこれは問題を非常に大きくはらんでおるのじゃないかというふうな考えをしております。簡単であります。

四

において自分たちの生活を幾らかでも
楽にしよう、安定させようとしてやつ

ており、またところの生活協同組合、あるいは労働組合なり婦人団体のいろいろな自由な経済活動がこれによつて規制されることになつて参るのではないだろうかというふうに私は考えるのでございます。そのようなことになりますと、結局消費者がどのような被害を受けるかということにつきましては、各地の統計を私たちは持っているわけ

でございます。ここに一つだけ兵庫県の相生におけるところの統計を私持って参つたのでございますが、二十二、三年まで播磨造船に生活協同組合がなかったころにおいては、相生の物価は東京よりも、神戸よりもどこよりも高かった。神戸を一〇〇にしますと二十二、三年ころの消費者物価指数は相生においては一〇六ないし一〇七であつ

たのです。それが二十三年に生活協同組合ができましたから、相生の物価はどんどんと下つて参りました。そうして二十六年以降においては、今日相生の物価は、神戸を一〇にしまして、姫路、竜野あるいは豊岡というようなところと比較してみますと、一番低くなつております。三十年の統計を見ますと、神戸を一〇にしますと、姫路は九五・五、用土は九〇・一、竜野は

九三・三、豊岡は九六・九というよう
な工合に統計でも出て参っているの
でございます。従つてこのような中にお
いて生活協同組合なり消費者の自由な
経済活動というものを規制してくると
いうことは、消費者の権利をこの法律
によつてはばんでしまふというような
ことになり、これは決して消費者の生
活安定の役には何ら立つところがない

のではないだろうか。また二十九条の組合交渉という問題につきましても、現在の政府提案の法律においてはいろいろ問題を持っている。たとえば生活協同組合なども交渉を受ける対象になつてゐるのでございすが、このような点についても私たちは十分検討を加える必要があるのではないだろうか。そうしてこの問題について中小企業庁の方にもいろいろお会いして私たちが伺いますと、七十二条あるいは七十三条あるいは八十一条、八十二条に安定審議会とかあるいは調整審議会の規定があつて、それによつていろいろやつていくということを言われてゐるのでございすが、私たちはそのような審議会がどのような性格のものであるか、果してその中に消費者、特に家庭の主婦の発言がどれだけ認められるかというようなことを考えてみますと、私たちは大きな疑問を持たざるを得ないというふうに考えるのでございします。そうしてこのような権力的な統制をやつて参りますと、結局それはやみの温床を作るようなものになるのではないだろうか。戦争中の統制経済の時代にどのようなやみが横行したか、われわれ国民はやみのために非常に暗い生活をしたのでございすが、そのようなことが再び出てくるんじゃないだろうか。また権力と結びますことは、やはり官僚の汚職の源泉になつて参るのではないだろうか。汚職の源泉がこのような統制とつながつてゐるといふことは私たちの経験でもはっきりしておるのでございすが、現在の団体法を推し進めて参りますと、いろいろ経済の面において権力的な統制をやることによつて無理が出てきて、そう

して汚職とかやみの源泉を作り、そしてまたこういうような形で商工組合とかいろいろの形で統制して参りますと、結局各企業におけるところの企業努力というやうなことも削減されて参りまして、結局サービスの低下というやうな形になつて、消費者なり、あるいは特に家庭の主婦に対する影響が非常に強いのではないだろうかというところを私たちは憂へるのでございします。従つて、この団体法というやうなものが施行されて参りますと、いろいろそういうやうな面において消費者へのしわ寄せがなされてくる。そうしてこのやうなことは、この団体法が国会に提案されてゐる、そして現在審議されてゐるというところを中心にして、やがてこの法律は国会を通るだらうというやうなことを前提としまして、地方ではもうすでにいろいろのことが画策されてゐるのでございします。二、三日前にも私たちは全国の代表者が集まりましていろいろ伺ひましたら、福岡ではこういうやうなことがもう業者の間で文書で流れてゐるとか、あるいは米子ではこういうことがあるとか、あるいは兵庫ではこういうやうなことがあるとか、たとえば兵庫県で最近聞きますと、この法律ができたら、製氷関係の業者の間において組合を作つて、そして共販制度をしこうというやうなことが言われてゐる。兵庫県においては製氷生活協同組合が製氷事業、つまり氷を作る仕事をやつておりました、そして一円の組合員に氷を提供して非常に喜ばれてゐるのでございすが、その値段がやはり一般の業者と比較して非常に安いということである言われておつたんですが、これができま

すと、共販制度はできた、氷は全部プールして一定の価格でこれ売ることになしようというやうなことが現在いろいろと言われてゐる。そして組合もこれに加盟しなくちゃいけなくなるのだというところで今盛んに勧誘されてゐる。そういうやうな共販制度、プールの制度というやうなことがなされて参りますと、結局それは値段を上げるといふことになつて参るのではないだろうか。現在でもすでに薬品とかあるいは化粧品とか、毛糸とか、書籍とか、マツチとか、みそ、しょうゆ、ソース、電気器具というやうなものについては協定価格が行われてゐるのでございすが、最近の新聞を見ても、マツチの値段が調整組合において引き上げられるとか、あるいは昨年の秋にみそ、しょうゆの値段が一斉に上げられたとかいうやうなことがなつてゐるのでございすが、またプロパンガスの協定価格というやうなものとか、いろいろの面において家庭の主婦は日用品、生活必需品の協定価格によるつり上げによつて苦い経験を数々持つてゐるのでございします。従つてこの団体法によつて商業サービス面にまで一つのカルテル的なものを推し進めてくるというところについては、私たちは絶対反対せざるを得ないというふうに考えるのでございします。私たちは生活協同組合と申しまして、決して商業者や中小企業者のことを考へない、生活協同組合があれば商業者や中小企業者はつぶしてもいいというやうな考えは、毛頭持つてゐるのではございせんのであつて、そのやうな消費者の経済組織と商業者なり中小企業者というものは、日本においては共存し

ていかなくちやならない。そしてすべては消費者へどのようにしてサービスするかということをやつていかなくちやならない。このやうな経験はイギリスを初め西欧諸国ではみんな持つてゐるのでございまして、特にそういうやうな点においては、イギリスの保守党が国民生活の面において果してきた役割につきては、私は自民党の諸先生方にも――イギリスその他の西欧諸国、特に福祉国家というやうなことを自民党でもいろいろ言つておいてないう内容を持たなくちやならないかといふことにつきては、もう少しお考へをいただかしまして、このやうな根本的な矛盾に手を触れることなく、ただ法律の力ですべてを解決していこうというお考へは、私はぜひもう一度御検討をお願いできないだろうかと思ひます。私たちは今のこのやうな流通面における矛盾を何とかみんなの手で排除して、そして明らかな民主的な流通秩序、流通機構というものを打ち立てる努力をどうしてもしなくちやならない。それをしない限りは、どのような法律を作つても、決して中小企業者も商人も救われなし、またもちろん消費者も決して救われるものではないといふふうに私たちは確信してゐるのでございします。前の石橋首相も完全雇用といふことを盛んにおっしゃつたのでございすが、私たちはやはり日本においては完全雇用あるいは社会保障制度の拡充というやうなことをもつと国と国会において大きくお考へいただいて、そして中小企業者に対しては、税金の問題とか、あるいは資金の面においてももつと考へてやらなく

ちやならない面がたぐさあるし、そしてそういうやうなことを考へながら、中小企業者の自主的な組織化を進めることが一番よいのではないだろうか、そのやうな見地に立つて社会党の組織法を讀ませていただきますと、私たちのそのやうな考へ方と基本的な考へにおいて全く合致いたしてゐるのであります。従つて私たちが社会党の先生方に申し上げたいと思ひますのは、社会党はせつかく中小企業組織法というりっぱな法律案を国会に提案しておいでになるのでございします。私はあくまで社会党としては社会党の組織法を通すという努力を百パーセントしていただきたいというふうに考へるのでございします。私たちは団体法のような権力的な色彩を持つもの、特にこの団体法が現在の国会に提案される過程におきまして、次官會議においても、大蔵次官なりあるいは農林次官なり政府内においても意見の不統一があつたものを閣議において通し、そして国会においてこれを多数の力で押し切つていこうというやうなことをなさるならば、これは国民の議会政治に対する不信を招くことになるのではないだろうか。保守党の自民党の諸先生方におかれても、先ほど申し上げましたやうに、イギリスなりあるいは西欧諸国の福祉国家がどのようにして作られて参つたかといふやうなことを私は十分お考へいただきたいというふうに考へるのでございします。最近私たちが消費者といたしましては、政府の一千億減税といふことによつて、国民はその新聞を見て非常に喜んでおつたのでございすが、すぐ四月一日から鉄道運賃とか、電気料金とか、あるいは

いろいろのことをお考えいただきたいとい

能となると考えるのでございます。

きましては、中小企業の実情にかんが

れと関連して、組合交渉の相手方に応

いしたいと存じます。また加入命令制

言われたように対立して、中小企業の仕事まで取り上げるかもしれないぞというような事態の中においては、むしろ中小企業に対しての産業分野を確保してもらうということは、この法律案と合して非常に必要だと思ふのであります。あなたの御見解はいかがでありますか。

○石田参考人 これは非常にむずかしい問題であります、お話のように、産業分野の確立というものはやはり一つの方法ではあると思うのであります。中小企業必ずしもいつまでも中小企業でもございせん。また大企業必ずしも永久に大企業でもないと思ふのであります、この問題について、はつきり申し上げますと、いろいろの見解の相違になつてくるのじやないかと私は考えるものであります。でありますから大企業側を代表される古藤さんが先ほど言われたところの、こういう法律ができるならばそのようになつてくるであろうという問題については、私はそのようにはない、そして大企業の方はもっと大きな態度のもとにこの法律に臨みたい、と要望をしておきたいと考えるわけであります。

○片島委員 私が尋ねたいましたのは、そういうことを希望するとおっしゃいますが、大企業の方はこういうふうな世論が沸いてきましたから再検討願いたいとか、継続審議とか言われておりますが、実際は御反対なんですか。先ほども小林さんからの話にありました百貨店あたりでも大メーカーの製品の展示会みたいにして出しておられるし、銀座あたりでもサービス店が大メーカーからきておるといふ状態になつておるのです。それは現在のよう

に大企業が中小企業の方に進出をしてくることは可能であり、そのためにそういう上からの圧迫にたえかねて団結しようというわけでありますから、団結しようというならば、上からの圧迫が断ち切れるような方法でなければならぬと思ふ。それによつて非常に困つてくる人がおるわけであります。そうすれば、なかなか困難であります。大企業が中小企業の分野へ入つてこなければならぬ法的措置を、絶対的なことはできませんが、可能な限り講じておくということは必要だとはお考えになりませんか。

○石田参考人 本日の中林さんなり古藤さんなりのお話を伺つておりました、ますます中小企業は一日も早く組織されなければならぬと私は思ふのであります。そして同時に御意見にありますように、やはり大企業が中小企業者の中で——あえて申し上げたのですが、押し込んでくるようなことについては、やはり近い将来においていろいろの方法によつてそういうことにならないうように考えなければならぬ時期がくるであろう、かように思つております。

○福田委員長 首藤新八君。○首藤委員 私はまず中林参考人にお尋ねしたい。先ほどの中林参考人の御意見を承つておると、政府提案の団体法をよく検討された上の御意見であるかどうかという点に私は非常な疑問を持つものであります。なぜかならば、中林さんの所論の要旨は、この立法は当事者の立場を無視するものである、あるいは国家権力を乱用するものである、かようなことに重点を置かれておるようでありまして、立法の内容をあらにあらならぬならば、この立法は

何を目的としておるかということがはつきりしておると思ふのであります。すなわちこの立法は不況克服を原則としております。不況でないものはこの立法には関係がないのであります。業者がお互いに無謀な競争をするところのよつて来たた事情は、これは多岐であり、いろいろありますが、これにともかくにも、結果的には不当な競争をやつていく、共倒れをする、このことは全国の銀行集会所における手形交換の面を見れば、毎日いかに全国で不渡り小切手、不渡り手形が出ておるか、そしてその不渡り手形なり小切手の発行者は全部中小企業であると断言しても差しつかえないほどにはつきりいたしておるのであります。従つてこの現状を放任しておきますと、業界の者が共倒れをするのみならず、これはひいて関連産業にも大きな影響を及ぼし、次から次へと経済に関連性を持つておるのであります。従つて究極においては日本の経済の進展に非常な悪影響を及ぼす。大きく言えば日本の経済がこれによつて混乱しないとも保証できないような事態も起すおそれがある。従つて私たちは国の経済をできるだけ正常にして、健全な経済情勢を作つていきたい。これがためにはかような状況は放任できない。何かこでさような健全な正常な経済情勢を作つていかなければならぬ、これがこの立法の根本趣旨であります。ただ強制加入あるいは団体交渉をつけたのは、すでに二十七年に現在の安定法が適用されて五十年実施してきましたが、その実施の経過を慎重に検討いたしますと、どうももう一つ効果が上らない。やはり

競争が相当激甚に行われて、所期の目的を達していない。どこに欠陥があるかを調査した結果、究極において自由加入、自由脱退、そしてこの規制命令だけでは効果がないうこと、それから義務加入の制度を新たに加える必要があり、もう一つは、いわゆる競争が激甚でありましてゆえに、常にバイヤー・マーケット、いわゆる買手市場であります。そして市場の常識的なルールというものが長い間伝統的に行われておるにもかかわらず、バイヤー・マーケットなるがゆえに、この正常なルールが乱れて、そして売り方の方に非常に不利な条件を押しつけられておる。これがまた販売業者あるいは生産家の経営に非常な打撃を与えておりますから、ここでこの際、かような正常でない、間違つた取引ルールを正常の姿に戻すべきである。それは個々の力ではできにくいから、組合の団体交渉によつて目的を達することがよからうというものがこの立法の趣旨であることは、この法案をあらにあられば私にはわかると思ふ。そこで私たちは、適正な利潤をあげている業界が、いかにこの商工組合を結成しようと申請されてもそれは許可せぬのであります。許可できないことになつておるのであります。許可する範囲は、第三者、あるいは政府あるいは審議会が調査して、なるほどの業界は放任できぬのだ、みなが過当競争のために原価を割つて、そして販売してしまふのだ、そして日本経済全般に大きな影響を与えるのだということがはつきりした場合においてのみこの商工組合の結成を認めるといふことになつておるのであります。あな

たは口を開けば主婦だ主婦だ、家庭の婦人だということを非常に力強く言われているが、私たちは五円のもの、三円で売る、二円で売る——藝文払いでないのだから、要するにこれらの永續性のない不自然なものを永續性のあるような健全な経営ができるような、多少でも利潤をあげて、そして経営が繁榮するようになつていきたい。従つて今までは五円を三円で売つておるというものは私は不自然だと思ふ。今度は五円を三円を三円で売つて五分くらいもうけさせるような方法をとるべきだ。その面においては若干値段は上らざるを得ないし、上ると思ひます。しかしそれはごく少数のものであつて、それがために消費者階級に影響を及ぼすとは私は考えていない。また同時にあるものは多少上るかもしれないけれども、またはかの面においては下るものもたくさんある。それらを総合して計算すると、決して私は家庭生活に大きな影響はないと思ふのであります。私たちはこういう方針でいておるのであります。こういう趣旨のもとに立法いたし、そしてその適正な利潤だけは確保せなければならぬ。そうでなければ粗製乱造をやつて、かえつて消費者のために大きな不利を招く。やはり信用のある製品を作らせる、その前提として適正な利潤を与えるというものであります。それにもかかわらず、なおかつあなたは消費者の立場からかようなことはいかぬという御意向を持たれるかどうか、この点をまず一つあなたの方からお伺いしたいと思います。

○中林参考人 今首藤先生からお尋ねになりました御趣旨は私も十分理解し

ているつもりでございませう。また今日
手形交換所を通ずる不渡り手形なり不
渡り小切手が非常に多い。そしてこれ
は圧倒的に中小企業者だということも
私には十分わかっております。それで
そのような中小企業者を何とかしなく
ちゃならない。そしてまた末端におい
て取引のルールが、いろいろ抜けがけ
をするものがあつたりなどして乱れて
いる。この取引のルールを正常化させ
なくちゃならないということについて
も、私たちはその言葉としては先生の
おっしゃることに同感でございませう。
でございませうが、しかし不渡り小
切手なり手形が多いのか、取引のルー
ルが乱れている根本的な原因はどこに
あるかということも、もう少し国会の
立法院においては御検討願えないだろ
うか。その根本は先ほど私が申しまし
たように、やはり中小商業者なり、中小
企業が日本において非常に多い、この過
多性をどうしてわれわれは解決するの
かという問題、それからまた上の大メー
カーからの小売への進出なり、あるいは
その圧迫というやうなものをどうして
排除して中小企業者を救つてやるのか
というやうな経済政策の根本を私たち
は考えなくちゃいけない。にもかかわ
らず、木を見て森を見ないやうな形で中
小企業者の問題だけを出して、これだ
けを解決しようとするならば、いろい
ろなところに矛盾がさらに拡大してい
く。そのような点について先ほど経団
連の古藤さんがおっしゃいました点か
ら私にち見ましても、この法律の施行
がどのような形で発展していくかとい
うやうな面は、私たち消費者なり勤労
者の立場から見ても十分考えなくちゃ
ならない。現在ありますところの安定

法なり中小企業等協同組合法でなぜ不
十分なのか。安定法の趣旨が十分守ら
れないという原因はどこにあるのかと
いう根本的な経済の問題を十分検討せ
ずに、ただ法律をさらに強化すれば、現
在提案されておりますところの団体法
がさらに守られない、私たちは団体法
の通りはとうていいくわけはないとい
うように考えておるのであります。そ
うすると、さらに統制を強化してい
くのではなくないというやうな形で、
統制的な方向へ、方向へと発展してい
くのではないか。そういうやうなこと
では中小企業者は決して救われな
い。不渡り手形なり不渡り小切手を出さ
ざるを得ないという中小企業者、また取
引のルールが末端においてなぜ乱れて
いるのか、これを正常化しなくちゃな
らない。そういうやうな意味におい
て、やはり民主的な流通秩序をどうし
て確立するかという政策を国会におい
て十分御検討いただくことが、より問
題の根本ではないだろうか。また五円
で売らなくちゃならないものを三円で
売っておる、必要以上に値引きをし
るだけ考えて、やはり中小企業者も適
正な利潤を確保していくということ
われわれは考えなくちゃならない。と
ころが、中小企業者なり零細な商人に
なぜ適正な利潤が確保されないかとい
う根本の問題は、法律によつて救われ
ないものだし、やはり先ほどのやうな
根本的な問題、零細な小売商人が家族
労働の犠牲とか、食うや食わずでや
らざるを得ないという点を考えて、私
たちはやはりメスを入れていかなくちゃ
ならない。この公正な市価については

異存がないのですが、公正な市価なり
物価というものはどうして決定されて
いくかというやうな点について、も
う少し国会においても御配慮を願えな
いだろうか。せんだつても新聞に出て
おりまして、ふろ代金の値上げなど
について、主婦連合会で一つ一つ調べ
ますと、ふろ代金はこれで十分やつて
いけるというにもかかわらず、やはり
ふろ屋さんは、一斉に値を上げなく
ちゃならないというやうなこと、やは
りいろいろ協定価格というやうなもの
を通じて、必要以上に物価がつり上げ
られてきたというところをお互いの身
をもつて、日常の生活を通じて、一般
の家庭の主婦なり勤労者は体験してい
るわけですが、一般の勤労者なり家庭
の主婦の苦勞というものを国会の先生
方において十分お考えいただきたい、
そして立法をお考えいただきたいとい
うふうで考えるのでございませう。先
生のおっしゃいました不況の克服とか、
あるいはルールの確立というやうなこ
とについては私も決して異存がないの
であつて、それに反対だからこの法律
に反対しているというのでは決して
ないということを私は申し上げておき
たいと思ひます。

○首藤委員 次にお伺ひいたします
が、同業者の数が多過ぎる、あるいは
企業家の数が適正を欠いて多過ぎる
ことにきよやうな不当競争の原因があ
るという御意見、これは私もある程度同
調いたします。要するに、消費者の適
正な消費量を越えた生産あるいは販
売が行われておる、これは一つの原因
であることには間違ひありません。た
だししかしながら、だからといってそれ
ならばそれを適正に、企業家の数を押
え

あるいは商業者の数を押え、そうい
うことができるのであります。今の
憲法の基本は営業の自由であり、そ
うして人権を強力に尊重する建前にな
つておる。それが現在の憲法でありま
す。この憲法を無視してあなたの方
で、それが現在の憲法であるかど
うか。また同時に、あなたの所論を考
へますと、結局適正なものだけに
それ以外のものは遊ばして社会福祉
面でこれを救済することがいいじやな
いか、社会福祉に重点を置くべきであ
るというやうな御意向のように考えら
れますが、社会福祉の強力に行われた
英国の現状がどういふふうになつて
おるか、かやうなことが国家の発展上
い政策であるかどうか。あなたはそれ
をいとお考えになるかどうか、この
点を一つお伺ひしたい。

○福田委員長 質問も答弁もなるべく
具体的に簡単に願ひます。

○中林参考人 今首藤先生もやはり商
業人口なり中小企業者が多いことが競
争の一つの原因だということに認める
が、しかしそのやうな多いということ
をそのままにして私が言ったやうなこ
とをすれば一体その多くの商業
者はどうしたらいいのかというやうな
いろいろなことをおっしゃつたのでご
ざいます。前、の自民党の総裁であり
総理大臣であつた石橋さんも完全雇用
ということを主張しておいでになりま
した。私は完全雇用ができないうの
たらなぜ自民党の総裁なり総理大臣は
完全雇用ということを主張されてお
つたのか、また自民党においてもやは
り健康保険なり国民保険の体制とい
うことで、国民皆保険というやうな政策
掲げておいでになるわけではござい

が、これがただ看板だけであつて実
に政府なり自民党ではやる御熱意が
ないのであれば私は首藤先生のような御
意見も成り立つと思ひますが、私はは
んとくに政府なり自民党が完全雇用な
り国民皆保険というやうなことをお考
えになつておるならば、社会保障の拡
充というやうなことから完全雇用とい
うことと相対してこれらの問題は必ず
解決されてくると思ひますし、それか
らまた私たちはやはり経済の計画化と
いうことを根本的に考えていかな
くちゃならない。そのやうな点になつて
参りますとかなりまたいろいろな現在
の資本主義経済組織をどのように改め
ていくのかというやうなことなり、あ
るいは現在の予算編成についてもやは
り国民の福祉ということを重点に編成
されなくちゃならない、予算編成がど
うのやうになつておるのかというやうな問
題にまで触れて申し上げなければ十分
なる答弁にならないかと考えます。そ
のやうな点については、私は時間の関
係上、またきよやうな私の立場からも申
し上げる筋合いではないと思ひます
が、私はやはり政府がほんとうに国民
の福祉を考へるという見地に立つて予
算編成をし、そして社会保障なり完
全雇用ということをやるうとすれば必
ずできるといふ確信を持っております。
○首藤委員 ますます私はあなたの言
われることに大きな矛盾
を感じるのであります。なぜならば、
完全雇用とは何ぞや。完全雇用とは
できるだけ企業体をふやしてそして就
業率を高めていく、これがわが党のね
らいであります。従つて、完全雇用を達
成するためにはできるだけ経済を拡大
強化していく、そして完全雇用の目

的を完全に達していくということ以外にはないであります。あなたのように商店を減らす、あるいは企業体を減らす、そうしてこの完全雇用をやれ、どうしてそれができるといふ結論を得るのであります。いわんや国民皆保険、これも国民の保健を向上しようという目的であって、まるがかえであります。あなたの所論を聞くと、何でもかんでも社会福祉に重点を置いて、失業者がたぐき出てもそれを国家がまらがかえて、そうして救済したらいじやないかという所論のようでありますが、これに間違いありませんか。どうか、もう一度お伺いしておきます。

○中林参考人 私は商店を減らす、あるいは失業者がたぐき出てもかまわないというようなことは決して考えておりません。私は、完全雇用というこの中に於いては、できるだけ大勢の人を——現在のような長時間労働で働かせるということではなくして就業時間を短縮して、そうして雇用量を増大する、あるいはまた、現在のような無計画な経済のもとにおいてはこういうことはやれない、経済の計画化というやうなこの中においていろいろのことが計画的に進められていかなうかならない、そのような形でいきますと、国民の購買力というものはさらに飛躍的に増大していくと思う。国民の購買力の飛躍的な増大の中において私は日本の商業なり産業も榮えていくと思う。私はあくまでも国民生活の向上という見地に立って現在の生産も消費経済もいろいろのことが考えられなくちゃならないと思う。その点、現在の政府の経済政策なり予算編成というのに対して、根本的な矛盾を感じて反対

の意見を持つておるわけでございまして、決して失業者が多くなつてもいいとかあるいは商店を減らしたらいいいというやうなことで問題を解決しようと考えているわけではございません。

○首藤委員 営業時間の短縮、これも賛成です。従つて、団体法のときに小売調整法というものを私は政府提案として出させ、それには時間の制限をぜひこれに加えておきたいという気持は持つております。しかし、これによつて完全雇用が目的を達成するということなことは大よそ考えられないことであつて、またこれはこの問題にあまり関係ありませんからこれ以上触れませんが、ただあなたの上記の所論が何でもかんでも自主的にやれ、立法によつてこれを押えるということとは都合である、反対であるということが根本的な一つの思想の現われのように考えます。同時にまた計画経済ということとを強くあなたは主張されておりますが、戦時中日本の経済は強硬な計画経済であつた。また現在ソ連あるいは共産圏の一例としておるところの国はほとんどが計画経済を実行したておる。この計画経済を実行しておるところの国民の生活が果して国民の要望に沿うやうな豊かな生活ができておるかどううか、この一点がこの問題に対してはつきりした結論を出しておると私は、ことに経済は機械ではない、毎日動いておるのであります、いわんや経済は世界的に動いておるのであります。それを一つの型にはめて計画的にこれをやつていこうというやうなことにあなたは見通しがありますか。

○中林参考人 私が先ほど申し上げた

のは、労働者全体の就業時間をもつと短縮して——現在のような安い賃金で長時間労働で働かせるというやうなことではなくして、もっと就業時間を少くしてそしてもっと自由な楽しい生活ができるように私たちはしていかなければならないというふうに考えるわけですが、そういう面において私たちは計画経済ということを考えるのでございしますが、そういう点については戦争時代の統制経済ということを私たちは考へておるわけでは決してないのでございまして、やはりこのことを実施するまじめな人々の手によつて計画経済というやうなことを考えるわけでございまして、従つて私たちは何も法律は全然要らないというやうなことを考へておるわけでは毛頭ないのでございまして、基本的には社会党の出しておいでになります組織法のような考え方であれば、私たちは中小企業の問題についても組織の問題その他が十分やつていけるというふうに考へておるわけでございします。

○首藤委員 労働者の生活を向上する、これは中林さんよく聞いてもらいたい。今の不況をそのまま放任しておいたら、賃金さえも払えないやうな企業体がたぐき出で、商店もたぐき出でる。最近の統計によると、大企業の従業員と中小企業の従業員の給与の格差はかえつてますます開いてきた。そして今日は百に対して五十何倍になつておる。これでは同じ従業員でありながら、大企業の従業員と中小企業の従業員とこのやうであるということは許されぬ。しかしこれをできるだけベースを合せるためには、この不況を放任しておいてはますます悪くな

る。そこでこれを適正な基準を与えるやうな制度を作つて、そしてそれに連して従業員の待遇も改善いたし、あるいは給与の面において、あるいは勤務時間の面においても漸次大企業並みに引き上げていきたい。これが立法のねらいでありまして、これでもあなたはおかつかつこれに反対されませんか。

○中林参考人 私は首藤先生のおっしゃる趣旨はわかるのでございしますが、この中小企業団体法によつては首藤先生のお考へになる趣旨は絶対に達成されないというふうに私たちは考へておるわけでございします。

○首藤委員 私たちはあらゆる角度から検討いたして、現在の日本の経済状態では、この立法が一番最適であるという確信のもとにこれを出しておるわけですが、しかし思想的にあなたの考へ方と私たちの考へ方には格段の開きがあるやうに見受けまから、これ以上やつたところで議論になるから、これ以上あなたに對する質問はやめまう。古藤さんに私は一つお尋ねしたい。それは、あなたは経団連の事務局次長だそうだから経済の実態はよく御承知のはずだと考へておつたのかかわらず、先ほどあなたの御意見を承つて実はあぜんといひました。それはアウトサイダーあるいは強制加入することによつて消費者あるいは輸出関係等に非常な悪影響を及ぼすおそれがあるというこである。私たちは、日本の経済の現状においては、輸出貿易は至上命令だと考へておるのです。従ひまして今回の立法をやりまして、輸出の方にいささかでも暗影の生ずるやうなことは断固押えていきたい。むしろ現在の輸出の状態は、昨年二十四億何

と驚くべき輸出の増進を見ました。これは日本経済のためにきわめて喜ばしいことであるけれども、しかしその内容にメスを入れてよく検討いたしますと、その中で六二％は中小企業の作つた品物が入つておる。この中小企業の六二％は果して適正の利潤を得て輸出したかどうか。ここに問題があるのであります。私たちの調査の結果によりますと、驚くべきやうな出血輸出をしておる。従つてこの出血輸出、それで次から次へと限度のない安値競争の販売によつて、かえつて向うの相手国が日本の商品に対して警戒的な態度をとる。そしてそれによつてむしろ輸出を阻害する。いわんや企業体は経済的にだんだん悪化していく。こういうことでは正常な輸出貿易とは言えないと思う。やはり安定した価格で輸出させたい。そして各国とも日本品に對するところの信頼の度を高め、いわゆるいい品物をできるだけ安く売らせる、こういう方向に指導していかなければならぬ。従つて今のあなたの言われたやうな、輸出貿易に對して私たちはこれを圧迫するとかいうやうな懸念はごうまつもないと考へておるのであります。今申し上げたやうなことに對して、あなたはなおかつ反対である、反対というこは、今日まで一番悪い面として指摘されておる出血販売と出血輸出をなお今後とも継続せし、そうしてまた大企業の搾取の對象として、中小企業を強化できないやうな現状を放任してもらいたい、こういう御趣旨であるか、その点をあなたに伺いたい。

○古藤参考人 ただいまの御質問にお答え申し上げます。あるいは私が先は

ど申し上げました趣旨を多少誤解なすっているのじゃないかと思うのでございますが、私どもは中小企業が過当競争で安値出血輸出をしている事態があるということは十分承知しております。またこれを放置しておいていいなということもよくわかっております。従いまして中小企業が団結されまして、調整規程によってお互いにその過当競争をやめようということで努力なさる、これは最も必要なことでございまして、当然そうあるべきだと思っております。ただその場合に先ほど申し上げましたのは、組合員の強制加入とかあるいは団体交渉権とかいうようなものを持ち出さなければならぬことができないのかどうかという点に私どもは問題を感じておるのでございまして、そういう自由放任、過当競争そのままで自由競争をやれということとは、われわれ決して考えておるわけではございません。この問題の解決の根本は、中小企業団体法というものの一つの限度がございまして、結局経済性がより高い、生産性が高い方向に中小企業を持つて行くということではなければ根本問題は解決つかないのだと私もは考えておるわけでございます。そういう意味におきまして中小企業の間において調整事業を行われ、過当競争を是正され、そして技術の向上とか発展、生産性の向上に協同して努力されるというふうなことは最も必要なことだとわれわれは痛感しております。ただその場合に、大企業に団体交渉をして、こういうことをやろうというふうなことを相談するとか、あるいはまた強制加入によってその事態を改善するとかいうことは、おのずから限度の

ある問題でございまして、むしろその点は生産性の向上という方向に努力されなければ、そういう形では問題は解決できないのじゃないかというようにわれわれ感じておるわけでございまして。従いましてこの法案の意図されておりますような中小企業の組織化並びにその発展というふうな問題につきましましては、われわれは全然異存がないわけです。ただこの団体交渉、組合交渉権に対する応諾義務的な規定とかあるいは強制加入というふうな事項は、どうもわれわれとしては賛成できない。こういう趣旨でございまして、どうぞ……。

○首藤委員 時間がないから私はやめようと思ったのだけれども、そういう御意見であつたらもう一つあなたにお尋ねをしたい。それは、この義務加入あるいは団体交渉の面を今度加えたのは、過去五六年間実施しておる安定法の経過にかながみて、この程度のことをしなければ目的を達成しないというやむにやまざる実情面からこれを加えてきたということをおなには了承してもらわねばいかぬ。そこでこれをやりまして、決してあなたの方が心配するような全面的な物価の高騰というふうなことは絶対にない、私たちは確信いたしておる。また同時にこの組合交渉の場合も、先ほど申し上げた通りに、いわゆる極端なバイヤース・マーケットによって不当に取引ルールをゆがめられておる部分があるから、それを正常な、要するに常識的なルールに修正する。それは個々の力ではできぬから団体交渉でやろうということでありまして、特にこの点はしほつてあります。そしてそれをやりするたため

には、幾たびかの難関を経なければそれは許可されない。しかもこの交渉するときは内容を全部所管大臣に申請いたします。それで許可を得る。しかも交渉の場合にも、それは役員だけが大体半年ぐらいを限度として相手と交渉すると極度にしほつてあるものであります。これくらいのことには私は大企業も当然認めるべきではないか。まずゆがんだことを正しく直そうということが目的であつて、それ以外には一歩も出ることを許してないのであります。そのくらいのことには経団連、いわゆる大企業家の方も正しくこれを判断して、こういう中小企業を圧迫するような反対意向はむしろ控えていただくことを日本経済の正常な発展のために私は希望してやまない、こういうことを申し上げて私の質問を一応打ち切ります。

○福田委員長 田中武夫君。

○田中(武)委員 きわめて簡単に御質問いたしたいと思つてます。まず最初に城戸参考人にお伺いいたします。あなたは先ほど、中小企業の現在の苦しい状態は、大企業からのしわ寄せと中小企業相互の過当競争にある、従つてこれを救済する方法として自主的な調整を行うことが必要である、こうおっしゃつたのであります。そうするならば、今皆さんに意見を求めております政府提出の中小企業団体法案とわが社案党提出の中小企業組織法案を比べて場合に、たとえば政府提出の団体法案は強制加盟とあるいはアウトサイダーに対しては刑罰をもつて臨むとか、あるいはたようないわけの法律による権力的な規制が入つておるが、社会党の組織法案の方は、たとえばアウ

トサイダーの規制にしても、いわゆる組合の自主的な調整ということに重点が置かれておるわけですから、そういう点から考えた場合に、あなたは自主的な調整、いわゆる中小企業の自主性ということから考えた場合に、団体法案より組織法案の方がより自主的な調整ということに重点が置かれておると思ふのですが、いかがでございましょうか。

○城戸参考人 ただいまの御質問にお答え申し上げます。私の方の意見としては、従来安定法その他でアウトサイダー規制の問題その他についてすでに経験済みでございます。ことに中小企業者が今日までこれだけしわ寄せ等があるということは、結局中小企業者が団結がなかつたから、こういうふうな現段階に至るまで、あるいは農民のごとくあるいは労働者のごとくに恵まれた法律はなかったと思ふ。そういう意味において業種自体が非常に多数の希望者があつて、しかも大企業その他の圧迫があり、それから同業内の過当競争があり、しかもそれによつてその業界も危殆に瀕するというような場合には、ぜひ残りの方もこの中に入れるような強制加入の規定があつて、そしてそういう外部の不当の圧迫を排除して、組合内の過当競争を排するということによつて救うためには、どうしても強制加入があつてしかるべきだということに私は思ひます。

〔加藤(清)委員 労働組合や農協は強制加入はありませぬよと呼ぶ〕

○田中(武)委員 城戸さんの御意見ですと、中小企業みずからが、自主的な立場に立つてやることを正しいと思へておるのじゃないですか。

○城戸参考人 そうです。

○田中(武)委員 そうするならば、やはり自主性を重んずる法律の方がより中小企業のためではないかと思ふのです。あなたのおっしゃつておられるこの強制加盟といったような問題については、これは権力によつて押えてくれということなんです。これは石田参考人にも少し御意見を伺いたいのですが、先ほど石田さんのおっしゃつた、労働者にもあるいは農民にもまた中小企業者にも同じような法による組織に対する保護が必要である、こういう点は私同感でございまして。従つてわれわれの中小企業組織法案もそういう観点から立案をせられております。しかしながら先ほど私語の中にあつたように、労働組合には強制加盟の規定はございせん。また石田さんは先ほど何を勘違いせられたか知りませんが、給与から組合費を引くことがどうとかいうことをおっしゃいましたが、そういう規定は法律にはございせん。すべて労働組合が自主的に経営者相互の交渉によつて、労働協約によつて検討した結果としてそういうことを行なつておるわけなんです。労働組合が今日法の上において保護されておるのと同じような保護を中小企業にも与えるようにわが党の組織法案はなつておるのであります。しかしながら法律によつてその組織ができたからといって、中小企業みずからが団結ということをお忘れなれば、これは何にもならないわけです。組合を強くするのは団結の力なんです。その点においてその弱さを強制加入あるいは刑罰によつて保護を加えてもらいたいというお考えであるかどうか、お伺いいたします。

○城戸参考人 労働組合や農協には強制加入がないということも、それから給料から差し引くということも組合委任でやっているということも承知しております。ただ中小企業の問題については、中小企業者が非常に困窮していることが根本になっておるわけでありです。

〔委員長退席、小平（久）委員長代理着席〕

そういう意味において中小企業者の大多数——政府案では四分の三となっており、四分の三以上の中小企業者がぜひ残りの四分の一もこれに加入してもらわないと、団結の趣旨に反するので、民主的に四分の三が賛成した場合に、残りの四分の一もこれに加入してもらわなければならぬ。残りの四分の一の方がアウトサイダーで居るために、いろいろできるべき問題ができてお互いが不遇に陥るというような問題が相当あるのではないかと。たとえば団体交渉においても、これは幸いにみな結果としてやっておられるからいいのですが、その中にスト破りというものがあつた場合には、そういうことは決してできない。そういうところに中小企業者の弱味があるのをごさいます。強制加入は、万やむを得ない場合においてはそういう手段をも尽さなければ、中小企業に対してはいいけないのではないかと考えております。

○田中（武）委員 参考人でございますから、私は御意見だけ伺えばそれでいいので、あえて討論という議論をしようとは考えておりません。どなたかのように一々反駁はいたしません。しかし申し上げたいことは、いかに法律によつてそういう規定があつたにしても、中小企業みずからがみずからの立場を自覚し、みずからの団結によつてみずからの組織を強めるという気がない限り、これはどういふ規定があつてもできないことです。

それから城戸さんも石田さんともに大企業からの中小企業に対する侵入というが圧迫ということをおっしゃいます。そうすれば、団体法案と組織法案とを比べましたときに、まず中小企業者の規定において組織法案の方は資本金一千万円というワケを入れておき、団体法案にはそのワケをいれませんが、従つて今日オートメーション化せられた各種工場においては、従業員三百人以下でも優に大資本を擁し、大量生産をしているいわゆる大企業があるわけでございます。そういう点から考えましても、なお皆さん方の立場の御意見から見ましても、団体法案より組織法案の方がいいという結論になるのですが、お二人はどうお考えになっておりますか。

それと同時に、本日御意見を伺う中には、あえて団体法、組織法のみではございません。わが党の提出したており、中小企業者の産業分野の確保に関する法律というものもあります。皆さん方がおっしゃる通りに、大企業があれで中小企業を侵すという点において、それが中小企業の大きな今日の窮状の一大原因であるというならば、まづわが党の中小企業の産業分野の確保に関する法律には大賛成の意見をお述べいただきたいと思います。その点のいかがでございますか。

○城戸参考人 産業分野の確保に関する法律それから商業調整法案等の法律につきます。これはけっこうだと思ひます。その問題については一つはひ実現させていたきたいと思ひます。資本金の問題は、中小企業の現段階においては従来とは相当異なつておると思ひます。そういう意味においてオートメーションの問題もありましようし、人数だけの制限ではないかなら場合もあるだろうと思ひます。また資本金の問題だけでもいい場合がある。そういう意味において、その業種においてよく一つ検討した上で団体法の適用を受けるように考えていたたい。化学工業とか普通の石炭鉱業、いろいろな事業によつて相当これは違つたところがある。その業種によつて十分皆さんで検討していただいた方がいいのじゃないかと考えます。資本金の問題も一応考えるべきでしようが、やはり業種々々によつて検討していただきたいと思ひます。

○石田参考人 ただいまお尋ねの問題でございますが、まず資本金の問題につきましても、現状では資本金一千万円が果して妥当であるかどうか、これは相当問題があると思ひます。これとに私ども——私は特に機械工業であります。機械工業では現状では大体働く一人に百万円くらいのものが要するの常識でございます。そういういたしますと、必ずしも一千万円の範囲で資本金——これは公称でございますからいろいろ借入金その他もあるでしょうが、果して中小企業であるかどうか。それ以上はすでに大企業であるかどうかという点については、私はいろいろ問題があるのじゃないかと、このようなお答えをいたしておきたいと思ひます。ただ、しかし原則的には社会党

の御意見のように、一千万円というのが中小企業としての常識であろう、かようにお答えしたいと思ひます。それから社会党の提出された三法案、中小企業組織法案、中小企業の産業分野の確保に関する法律案、商業調整法案、これらは私も一昨日いたした概略拝見いたしました。昨日は、これらについてはいろいろ実は意見もございました。しかし私は現状では一応政府提案になります。中小企業団体法案の成立を一日も早くしていただきたい。そしてそれによつて恵まれない中小企業者が少しでも早く救われるようにしていただきたいということを要するだけで、社会党の三法案に対する批判は差し控えたいと思ひます。

○田中（武）委員 ちょっと石田さんおかしなところがある。本日あなたの方から御意見を伺うのは団体法のみではございせん。しかもあなたはさきから盛んに大企業からの中小企業の分野への進出ということを強調しておられます。ならば団体法のみにおいてこのようなら大企業の進出が守れるとお考えでありましようか。しかも団体法と組織法を考えた場合に、中小企業が大企業からの圧迫、進出に対して抵抗することのできる根拠となるのはどちらの方がよい確かな線を出しておるか、この点について御意見を伺ひます。

○石田参考人 私どもは一応政府提案の中小企業団体法案のあとにおいて中小企業に対するいろいろな助成法案あるいはこれに対するいろいろな法案が出るというふうに承知をいたしておるものでございします。これらのいろいろな問題が相互にからみ合つて中小企業の育成に役に立つのじゃないかと。

そうしてお話のございします政府提案の中小企業団体法案と同時に、社会党御提案の三法案に対しても意見を述べろということでありまして、意見を述べろに必ずしも述べなければならぬというように私どもは何一つおらないのでありまして、述べる述べないは一応われわれにおまかせいただきたいのではないかと思ひます。その点はそういうふうに私は拝承しております。ただ私は一応概略触れましますと、社会党がこの三法案を中小企業の育成に對して必要であるといつてお出しになつたことについては、私もその御努力に對して敬意を払うものであることを申し上げておきます。

○田中（武）委員 私は先ほど申しましたように議論はあえていたしません。しかしながらあなたは中小企業の苦しい一大原因として大企業の圧迫をあげておられる。そうするならば、中小企業の産業分野に関する法律について望ましいものであるかどうか、こういうことの見聞からは述べられると思ひます。同時にこの団体法のみを通してまらつたらよいのだ、こういう御意見のようですが、団体法のみで中小企業がほんとうによくなるとお考えになりますか。

○石田参考人 私は決してこの団体法案のみで中小企業が救われるとは思ひません。思つておらぬのであります。また、そういう見地であると同時に、中小企業団体法案がかりに実施されても、業者の自発的ないろいろな努力なくして中小企業は救われないということを考へておるもの一人でございます。そしてお話のように現在のわれわれが大企業の圧迫のみで苦しんでおるとは

思つてないのであります。しかしそれが相当な要素をなしておることは、これは否定できないだらうと思ひます。そして同時に、それについてはいろいろな方法がある。必ずしも社会党の言われるような産業分野の確保に関する法律案のみによつて救われるとも考えられておませんが、またこれによつて救われぬとも考えておらない。これはいろいろの考え方があつたらうと思ひます。その点についてはそのように考えておられます。

○田中(武)委員 石田さんにはこの程度にいたしておきましょう。

最後に古藤さんにお伺いをいたしました。政府の団体法に反対の意見を述べられた際に、どの点が反対かということについて、具体的に強制加入命令の点あるいは団体交渉に対する応諾義務の点等がいけないと指摘されました。そうするならばわが社会党提出の組織法案においては、あなたの言われるような強制加入命令の点はございません。また団体交渉の点においても団体交渉それ自体には誠意を持って応ずること、ことに義務づけられておりますが、いわゆる交渉内容については押しつけてはおりません。いわゆる応諾義務を与えておりません。こういう点で考えましたならば、あなたは団体法には反対であるが、組織法には賛成をされますか、いかがですか。

○古藤参考人 先ほどもちよと申し上げましたように、社会党の御提出の案の中には、なるほど官僚統制的な要素はあります。それから加入脱退の自由というものを認めていたつしやる。その点は十分われわれは

了解しておるわけでございます。ただ一切の問題を団体交渉ということにゆだねておられます。この団体交渉については、価格の問題であらうと何であらうと全部団体交渉でやれるということになっておられます。要するに交渉がうまくいかない場合は仲裁をされまして、その仲裁の決定は、すぐそれが効力を発効するということになっておられます。その間に何らクッションがございせん。従つて、これは労働組合の団体交渉に近いものが行われるような結果になりまして、経済秩序並びに今の流通秩序の混乱という面からいいますと、その方はむしろ政府提案より大きいのではないかと。政府提案よりもむしろその点は深刻でございませう。従ひまして、今社会党の案に賛成かというお尋ねでございませうが、賛成はできないわけでございます。ただ、さつきちよとお話でございまして、私の方が中小企業団体法案そのものに反対だという御発言がございましたけれども、そうではないのでございませう。中小企業団体法案というふうなもののお考えが必要だということとはわかつておるのですが、ただその中の強制加入の規定とそれから組合交渉に対する応諾義務の規定、これは少し行き過ぎじゃないか、こういう考え方でございます。

○田中(武)委員 時間がございせんから私はこれ以上の質問はやめませう。古藤さんのいわゆる大企業家の立場からの御意見はわかりました。またあえてわれわれも大企業の方々がわが社会党案に賛成なさるとも考えておられます。そこで団体法のみを金科玉条と考へられて、これさえあるならば中小企

業がよくなるというふうなお考えを保持しておられる参考人の方々に一言だけ申し上げませう。と申し上げませうのは、先ほどの議論の中にも申し上げましたように、われわれは労働者にも農民にも中小企業者にも同等の組織に対する立法は必要と考えておられます。しかしながら何と申しましてその組織を強くするには、すなわちその組織の構成員がその立場を自覚し、団結の力によつていかに立ちあがりませう。従つて法律によつて刑罰をもつて臨む、あるいは強制加入をもつて臨むといったようなことにたよるようなことであるならば、それほど強い法律が施行せられた場合に、必ずやあなたの方の組織はあなたの方の自主制を失つて、いわゆる官僚統制、一部のボスによつて牛耳られることがあらうということのみを申し上げて、私の質問を終わります。

○小平(久)委員長代理 阿左美廣治君。

○阿左美委員 時間がありませんから、ごく簡単に御質問を申し上げます。古藤さんにお伺いいたします。古藤さんは強制加入も団体交渉も反対であるというふうな御意見であります。しかしながらどういふことによつて現在の中小企業を健全化していくかというふうな御方針があるのかないのか、それをまずもつてお伺いいたします。

○古藤参考人 実はそういう具体的な対策につきましては別添検討中だということをお先ほど申し上げましたのです。が、従つてここで私どもの属しております団体の意見としてそれを申し上げます。われわれに参りませんけれども、先ほど出ておりますような組合交渉につい

ての応諾義務を相手方につけなければならぬというふうな問題、それから強制加入の問題というふうなものがないで、現在の中小企業団体法案が成立しますれば中小企業の強化、組織化が一步前進できるのだ、私どもはそう考へております。これで解決できない問題はいろいろ組織化によつて解決できる問題ではございせん、むしろ中小企業の生産性を向上して、そして大企業と共存できるというところに持つていくことが必要でございまして、その方面の対策が十分用意されておられせんでは、団体法のワケ内でいかに問題を議論しましてもそれは解決がつかないのじゃないかという考え方でございませう。

○阿左美委員 私どもも、できるだけ強制加入と組合交渉とかというふうなことでなく、業者自体の自主性によつて解決をいたしたいということをお願いしておるわけでございませう。しかしながら現状を見ますと、中小企業の零細業者の自主性においては解決がつかないのではありません。かゝるがゆゑに、この強制加入、組合交渉というふうなこともやむを得ないのでございませう。そこで先ほどの御発言のうちに最も重大なる御発言があったと私了承するのでございませうが、それは、もしこの法案が通りませうならば、いわゆる大メーカー、大商社は自己生産に入らう、こういうふうな御発言がありました。やはりそういうふうにお考えになつておるのですか。

○古藤参考人 それは現実にそういうふうにお考えおるといふ問題でございませう。しかし、こういう形で問題が提起されておまして、先ほど申し上げた

ような問題点を残したまま法案が成立するといふようなことになりませうと、大企業の面におきましてもその危惧がまだ一掃されておられません。従ひまして、傾向としては、どうも中小企業で今まで下請しておつたものを自家生産した方がいかにいいかといふふうな空気が出てくるのではないかと。これを申し上げた次第でございませう。

○阿左美委員 私どもは今後そういう傾向になるというのではございせん、現にそういう傾向になりつつあるのでございませう。御承知の通り大メーカーの系列に入つておられます業者では、いずれの業種といたしましても現在相当地にやり得られるのでございませう。ところが零細業者で、その系列外の人々は、繊維工業にいたしますれば、糸の配給もない、また価格も高い、それで工賃をとれば売りものにならぬというふうなわけで、零細業者はその事業が成り立たないのでございませう。そういうような点を考えてみますと、つまり弱いものは結束し、まとまる以外にはないのでございませう。そういうふうな観点から、どういたしても強制加入という一つの強い組織によりまして大商社に対抗する以外には道がないと考えるのでございませうが、こういうことに対して、どうお考えになつておられますか。

○古藤参考人 今御指摘のような問題点があると思ひますが、大企業の協力関係に立っているある工場、中小企業が、非常に原料の確保その他について利便が多いといふことはあらうと思ひます。しかし今先生のおっしゃるような形でこの問題を処理いたしますと、無理に今までの育成関係とか指導

関係を離れて配給するという事になつて参りますと、従つて生産コストを上げるという様な問題に波及して参りますので、結局は中小企業団体法案がそういう規定を持つてゐるためにコストを上げ、それから輸出の振興に対して悪影響を及ぼしてゐるという問題を起しがらでございまして。その点は団体法というもので解決すべきではなくて、その他の中小企業が企業との協力関係を一層緊密にせられて、そして生産性の向上をやられるということになければ、ただ團結されただけで問題が解決されるわけではない、私もそれはさういふふうに考へてゐるわけでありまして。

○阿左美委員 これはわれわれもいろいろと中小企業の対策に對して研究もいたして、でき得るならば、こういうような法案によつて処理せずしてやつていきたいということも考へておつたのですが、遺憾ながら現状においてはさういふ対策がないのであります。やむを得ず今回、これは捨ておけない問題としてこの立法にかつたようなわけであります、やはり経団連におきまして、別に新たな方策がないといひますれば、この法案に御賛成願ひたいと思ふのでございまして。

次に中林さんにお伺ひいたしますが、先ほどの御発言中に、物価はすべて消費者が決定するのだという様な御意見がございました。確かに消費者の意見を聞くということは必要かもしれませんが、物の価格というものは、これは生産者がきめるべきものであつて、やはり原料とか生産経費というものを根拠といたしまして価格になるといふこと、また商社は適正なマージンをそれによつてとりまして、それが一

つの適正な価格であると信ずるのでございまして。一方的に消費者がきめるという様なことは成り立たないと思ふのでございまして。どうも中林さんの御意見は一方に偏して、消費者というやうな立場からのみの御意見であるといふやうに承わりますが、価格の決定に對するところのお考えは、あくまでも消費者がきめるというやうにお考えになつておられますか。

○中林参考人 今の御質問であります、現在物価は消費者の意見がほとんど無視されてきめられてゐるということに一番大きな問題があるのであります。私たちは、生産者のいろいろな原料なり、あるいはその間におけるところの手数料なり、経費なり、さういふものを十分見ていかなければならぬ、従つて生産者と消費者と話し合ひをして物価をきめていかなければならぬ、ところが現在は消費者なり勤労者が物価の決定に對して発言する場所が全然ない、さういふところにもっと消費者の意見というものが十分入るやうな機構なり組織を流通過程の面において作つていかなければ、現在のやうな生産者の一方的な立場で、しかもそれが利潤という立場に立つて物価がきめられていくというやうなことでないといふやうに考へております。

○阿左美委員 いや、さにあらず。やはり現在の中小企業の生産というものはこれは赤字経済でございまして。ほとんど見切りに見切りをしておりまして、現在倒産者というものが続出してあります。消費者というものは生産者が倒れようが倒産しようが、安く手に入ればよいというところは常識だと思ふのです。いかにこれは安く売られて

も、消費者からいいますれば安いものでもない。結局これは過剰生産なんですから、生産が過剰してくれば物価に値はないのです。さういふ点を考えますと、これは組織からかからなかつたならば健全なところの価格といふものは生まれないのであります。現在はみな見切り生産です。損して消費者に渡してありますが、これは消費者も決してありがたいとは思へておられない。どんな損をしてもどんな出血をして、それが次から次に不自由なく消費者に渡つておるのですから、少しもありがたいとは思へておられない。やはりこれは必要以上のものを作れば値はないのです。どんな必要なものでも余りな点から考へてみますと、これはどうして生産の組織から考へなければならぬと思ふのであります、今日消費者が反對をしておるというやうなことは、今まで中小業者の犠牲において赤字生産をしておつて、それになれておるから、これは高くなつては困るというやうなことを考へになるかもしれないけれども、適正なる利潤はあくまでも要求して差しつかへはないのでございまして、現在は中小企業は適正なる利潤を取つておらない、見切り生産をしておる。輸出においてもさうだと思ひます。さういふやうなことから考へてみますと、どうしても今回のある程度の調整はやむを得ない。やはり中小企業といふものは弱い力を持つておるのですから、法の保護がなかつたならばこれはやつていけないのです。さういふやうなことを考へていただきますればこの法案に對して反對をする理由はないと思ふのです。これは満場御

賛成をするのが当然と思ひます。(笑聲)立場々々で一方的に御意見があるから反對意見があるのでもございまして、ぜひ一つこれはよく理解いたして、いずれの消費者にありましてでもこれは賛成をしていただきたいと思ひます。

以上であります。

○小平(久)委員長代理 この際お諮りいたします。本日午後参考人を一名追加することとし、主婦連合会副会長三巻秋子君を参考人として、同君より意見を聴取することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○異議なしと呼ぶ者あり

○小平(久)委員長代理 御異議なしと認め、さう決定いたします。

この際午後二時までは休憩いたします。

午後一時十四分休憩

午後二時三十分開議

○福田委員長 休憩前に引き続き、會議を開きます。

と不振と動搖と危険にさらされております現況に對しまして、政府御当局並びに自民党、社会党がその原因を一步掘り下げまして、中小企業者の組織化に對し御理解と御熱意を示し、中小企業団体法案及び中小企業組織法案をこの国会に上程せられましたことは、いささかおそきに失するといふ観がございまして、中小企業者の日ごろの渴望にこたへるものといひまして、その御理解と御努力に對しまして深甚の敬意を表するとともに、本案がすみやかに制定せられんことを祈るものでございまして。

中小企業者が、今日まで長い間その振興育成の急務を叫ばれたが、とかく大企業偏重政策の犠牲になりまして、苦難の道をたどつて参りましたゆえんのは、組織の確立のための基本法がないために、いつも実情の把握が非常に困難であつたことと、業者の團結による自主的な相互扶助の欠除と育成強化の施策が貧困にならざるを得なかつたことによるものと思はれるのであります。現行の中小企業等協同組合法もきつめて有効の法律でございまして、その目的とするところが、中小企業者の同業者が集まつて、相互扶助の精神に基く共同事業を行なつて、経済的地位の向上をはかるというだけで、基本的組織確立と、業界の安定、團結による地位の向上をはかるための法律でないために、施行後すでに十年を経た今日、中小企業業者の大多数の要望にこたへることができぬ実情であります。ことに私ども商店街の場合を申し上げますと、この協同法の趣旨が、時代の進進と今日の社会情勢に沿ひ得る面を露呈いたしました、東京都商店街連合

今日中小企業が置かれております社会的地位は、国家経済の上に非常に重要であるにかかわらず、いつも不安

会傘下千四百六十九の商店街団体のうち、協組組織になりまして運営をようやくいたしておるものが、わずかに五十有餘でございまして、実に百分の三にしか相当しない現状でございまして、これと中小企業安定法だけでは、どうも今日の中小企業が救われるわけがないのであります。今般上程されまして、この中小企業団体の法にわれわれが大いに賛意を表する理由は、協組法、商工組合制度でありまして、中小企業振興のための最も基本的な施策として、中小企業の組織を充実し、団結の強化をはかり、中小企業の置かれてある不当に低い地位の向上を目ざしまして、経済的諸条件の改善を促進し、自主的な事業上の需給調整をせしめ、業者全体の安定、振興をはかるという法案の根本理念というか、精神であります。私も中小企業団体の法案案項全部をうのみにいたしまして、これでもうおれたちの事足れりという満足の意を表するものではありませんが、その要旨とするものは、われわれ中小企業の多年の願望であり、要望して参ったものでありまして、これによって初めて業界の安定、振興の第一歩が力強くふみ出せるものと確信するものであります。

中小企業団体の法の中で二、三の部の問題があるやに承るのであります。その問題点に対し、いささか所見を開陳することをお許しを願います。ならば、第一に、調整事業で不当競争防止による価格の協定であります。これは工業の場合とはかく、商業者の組合、特に小売業の場合はおそらく困難であらうと存するのであります。なぜならば、小売業者は常に一銭でも

安く売りたいというのがその心理であります。またそれが当然の義務とさえ考えられるからであります。ゆえにその経営の近代化をはかり、仕入れとサービスと能率を合理化して、コストの引き下げに苦心いたしておりますので、一部消費者の皆様が憂えるがごとき、この法案の制定によって、業者が団結の力によってそれを悪用して一斉に価格を引き上げるといふことがときには、絶対不可能であり、真に杞憂にすぎないのではないかと私は存するのであります。

次の問題点は、員外規制の命令及び強制加入の命令であります。これも組合の調整事業が、員外者の事業活動のために効果を上げることができず、ために業界の安定に重大なる悪影響があり、国民経済上もこれを放置することとが得ない事態に立ち至ったこととあります。従来組合がとかくアウトサイダーの跳梁を押え切れず、常に不当な競争を余儀なくされて、健全な発展を阻害されて参りました実例からすれば、まことに当然の制度と思われるのであります。

その組合交渉権にいたしても、現在の中小企業の置かれた立場から申し上げても、あるいは国家財政の上に寄与している実情からいっても、当然かつ適切な制度と申さねばなりません。これがあつて初めて、弱いわれわれ中小企業者の社会的発言権が与えられ、業界の前進がもたらされるのであります。中小企業者が大資本の圧力の中に呻吟し、組織化された社会のあらゆる分野の中に孤影しう然、日の当たらない場所に追いやられ、その課せられた社会的使命の割合に、めぐまれない境遇に甘んじてきた過去を考えますとき、今回提出せられたる団体法は、全国数百万の中小企業者に不安と不振の中から一つの突破口を与え、勇気と活路を与えるものであり、その組織化によって飛躍的な発展が期待せられるであらうと存するのでございまして、商店街の場合は、団体の適用によってその組織が法人化され、今までより一そう地域商業の発展の上に、かつ地方行政の上に、また消費者のよりよき伴侶として国民経済の健全なる発展に資することを確信いたしました。この法案の制定が一日も早かれと祈り、かつその推進にわれわれは一臂の努力をいたさんとするものであります。

以上でございまして。
○福田委員 次に立川参考人にお願いたしました。
○立川参考人 私は主として繊維卸売業者の立場から、この法律案に対して簡潔に意見を申し上げて御参考に供したいと存じます。

私も繊維の卸売業者団体は、昭和二十七年に中小企業安定法が制定、実施されました不況時代から、今日まで約五十年にわたって、商業者のためにこの安定法のような法律を制定していただきまして、国会方面や通産当局に強く要望して参つたのであります。幸いにいたしましてたゞいま国会で審議されておりますこの法律は、ひとり工業者を対象とするばかりでなく、商業者も包含されておりますので、この法律の制定、実施につきましては大きな期待を寄せておるのでございまして、神武景氣というような新熱語で業界の好景氣が伝えられておりますが、果してこの好景氣は中小企業者の上に

いかなる恩恵を与えたのでありましょうか。確かに一部の業種の上には若干の業績改善の跡は見られますが、これを中小企業者全体の面から見ますと、その好景氣の反応は遺憾ながら見出すことができないのでございまして。朝鮮事変後の不況時代、すなわち昭和二十八年、二十九年、三十年の三カ年間に、繊維卸売業者の倒産、破産の数は、実に一千四百四十九件、債務金額四百七十五億円の巨額に達しておるのであります。これに對しまして生産業者は三百五十五件、二百八億円であります。生産業者は販賣業者に比べて、件数においては二七％、金額においては四四％の比率となりまして、不況に對しましては販賣業者はいかに抵抗力が弱いかということをはつきり示しておるのでございまして。生産部門が驚異的な高収益をおさめました昭和三十一年中にございまして、全国繊維卸売業者の倒産数は三百六十六件、金額はやや減つておりますが、六十五億、本年の一月から三月までの間におきましては百五十件、債務金額は早くも五十五億円の倒産者が頻出しておるといふような不安定のものと経営を續けており、この倒産、破産の影響は例外なしに生産部門にはね返つて、大企業者に大きな迷惑をかけておるのでございまして。

われわれ卸売業者は戦後多くの年を常に生産過剰に悩み、また製品価格はおおむね大企業のメーカーが一方的に取りきめるような場合が多く、一方工業用生産資材のごときは、はなはだし低率マージンによつて販売されております。また大口売り先でありますところの百貨店等に対しては、独禁

法によつて規制されております特殊指定の諸条件をみずから打ち捨てて、販売競争に狂奔しておるような実情であります。また小売店に対する手形決済の期日等につきましては、毎年長期化の傾向を示しております。昭和三十一年対昭和三十一年を比較してみても、実に十数日の延長を見ておるような状態に、短かきものでも九十日、長いものにつきましては百二十日にも及んでおるような場合が多くなつておるのでございまして。こうした実情では需要と供給とを勘案しての計画的な生産もできませんし、また品質の改善、規格の統一等もなかなか行われないような実情にありまして。こうした営業上の弊害を防止し、経営の合理化をはかり、組織の力を活用いたしまして、企業全体の安定性を確保して、企業振興発展を期するためには、本法の制定はぜひ必要なものとして賛成をいたしてゐる次第でございまして。

本法の制定に對しまして、消費者団体等の一部から、物価や料金の値上りを理由に、反対の声も起つてゐるようございまして。ところがもとより現行中小企業安定法においても、必要な場合は生産者の価格協定は許される定めとなっております。また独禁法第二十四條の二におきまして、再販価格維持契約によつて、化粧品、医薬品、カメラ、書籍等については、協定価格が定められておることは御承知の通りであります。しかしながら現在設立されております調整組合三十六業種の中で、価格協定を行なつておりますものは、マッチ以外にはないのであります。また先ほど申し上げました再販価格維持契約による協定価格も、実際

はほとんど守られていない現状でありまして、皆様御存じの通りでございます。

さような次第でありますから、本法によつて、価格の協定が商業者に許される道が開かれました。法律九条に定められた不況要件や第十九条によるきびしい条件が備わっていないことは、容易に許可されないものであり、またかりに許可されるような場合がありといたしまして、今日のような生産過剰下におきましては、商業者の価格協定が実際に実施できる公算はきわめて少く、先ほどの内藤参考人のお話に全く同感でございます。

この法律案の内容全体については、私もかねて中小企業者の要望が満たされておつて適切なものと考えますが、法律案文の一、二の点について申し上げます。

まず第五条の中小企業者の定義であります。商業またはサービス業は常時使用する従業員の数が三十人以下の者となっておりますが、これを繊維の卸売業者の面から見ますと、はなはだしく実情に沿わないものと思ひます。そもそもあめ玉や三文菓子等の商売をしている小売業者も、繊維や鉄鋼、石炭のようなものを取り扱います卸売業者も、一括して商業者三十人と定めますことは、あまりにも画一的であります。もっとも同条第二号におきまして、こうした不合理を是正するため、政令で定めた業種については特別な配慮がなされることになっておりますが、この場合においては、十分当該業種の実情に合致するような行政措置が必要であつて、幅のある運用が行われようとする特にお願ひ申し上げます。

ておきます。

繊維品の卸売業の場合は、大企業者はおおむね元卸行為を主としておりまして、中小企業者の多くはその元卸業者から供給を受けて、その系統下において中央卸または地方卸の業務を営んでいる場合が多いのでございます。

従つて、この両者の間には利害の対立は非常に少く、中小企業者の繁栄は直ちに大企業者の利益につながる場合が多く、両者の共同歩調なくしては、対外的な問題の解決はなかなか望めないと思ひます。こういう点は工業者の場合と非常に相違のあることを、特に申し上げておきたいと存じます。

なお同二十八条の組合協約と第五十五条の加入命令等に対しては、国会内においても種々御議論が行われたようでありまして、かなり厳重な条件や手続を経なくてはならないのでありまして、こうした事例はきわめてまれに起る特異なものであるように考えられますので、この影響をあまりに誇大視する必要はないかと考えます。

そのほか本法案については、関連大企業の中にも相当な反対がある模様であります。その理由をよく検討いたしますと、みなそれぞれの立場からする利害関係からの御主張でありまして、今日の日本の産業構造の中に大きなウエイトを占めておられるところの中小企業者の、振興発展をはかるという大衆的見地からする建設的な御意見は、あまり見出されませんので、私はこれに対する反論は差し控えます。

終りに社会党御提案の中小企業組織法案であります。時間の余裕がなく十分の研究はできませんので、意見を申し上げることを差し控えますが、

法案の精神は全く同じでありまして、条文の一、二の点に問題があるのであります。本委員会の審議の過程において意見の調整をされまして、少くとも本国会においてこの法案が成立いたしますよう、両党の御協力をお願い申し上げます。

また中小企業の産業分野の確保に関する法律案及び商業調整法案については、これまたこれを検討する時間がございまして、商業調整法案の精神については全く賛成でございますので、この法案の実現を将来期待してゐるのでございます。

最後に、中小企業団体が一日も早く国会の審議を終えて制定実施されることをお願いいたしまして、意見の開陳を終ります。

○福田委員長 次に東原参考人にお願いいたします。

○東原参考人 御指名によりまして、私は大多数の、声のない中小企業者の声を代弁して、団体法案に対する反対意見を申し上げます。

まず最初に申し上げたいことは、皆様のお耳には団体法案に賛成の声だけが聞え、中小企業界には反対はないかのように何ゆゑなっているかという点であります。実際は反対の声はたくさんある、しかるに何ゆゑ反対の声が出ないか、その実情と私の経験から、真の中小企業者のなまの声を申し上げたいと思ひます。心ある中小企業者の声は、われわれにはよく聞えますが、政府や国会には届かないのであります。中小企業者は、新聞やラジオをまともに見たり聞いたりすることは、日々のいろいろの問題に追われ、できぬのが実情で、ことに法律などは諸ん

だり判断したりなど、とてもできるところではありません。多くの真の業者は、組織法、団体法の名前も中身も知りません。また親切にこれを知らせてくれる役人も業界幹部もおられません。ひいては、内容も知らずに賛成してゐる幹部や、知らせたら反対が出てまゐらないから知らせず、法律ができたらから小出しに知らせようというのがあります。業者の方もまた、大したこともあるまい、通つてから自分のそばへきてからよく考えよう、このような法律は通るわけがない、などという人が、多いというより大部分であります。

また反対の意見があつても、業界幹部の圧力をはね返して、あえて反対することは困難な実情で、その声は外に一つも出ません。一方団体屋や業界幹部は、この法律が通れば団体の運営は楽になり、組合費の値上げもでき、屋食は、そろそろそばのつもりで済ましていたのがどっぷり変つております。

このように聞えると思ひますが、笑ひごとのように聞えると思ひますが、ほんとうのことです。ことにその証拠が二、三きております。去る十七日商工委員会にての総理の御答弁と、また政党内閣の話し合いができた等の新聞報道により、既存の町の団体では、法案の通過は時間の問題と見て急に強くなり、御参考までに持参いたしましたこの文書のごとく、私どもへの脅かしがすでに始まつてきた実情であります。団体にお聞きになればいずれも賛成の声ばかりということは当然であります。

次に安定法の実情について申し上げます。政府や賛成の人々は、安定法で

は間尺に合わないからとか言われますが、安定法成立して五年、その間の業界の実情をよく御認識願ひたい。タオル業界は多少よいように聞きますが、調整する前に小さい業者は組合に機械を売つて廃業し、さらに調整後小さい業者は苦しくなり、大きい業者に売つて廃業した業者もおります。結局残つた業者が幾らかよくなったので、犠牲となられた方々はどうか。調整規程を作るにも総会で議論を尽し、一人一票により、三分の二の同意で決定とか、いろいろありがたい文句は並べてありますが、これはから余仏で、業界の総会などは集まる人も少く、組合員総数の二割内外、規定を作るにしても家主の質保証文と同じ既製品で、ただ読み聞かせる程度にまたま勇気をふるつて一部修正でも発言すれば、もうこのようにできているからと簡単に片づけられ、さらに議論を重ねれば、きのうの友もきょうは敵のごとく相剋と反目が現れております。二十八年度安定法が成立したし、私どもの丸編メリヤス業界は未指定でありましたが、単位組合ができないうちに全国調整組合連合会が先にでき、私どもが知らぬうちに連合会が申請して指定業種となり、設備、生産、価格、出荷等の制限、さらに集合生産方式まで行ひ規定を連合会総会に提案されました。全国代表のうち東京代表のみが時期尚早を主張し、研究課題として残り、調整規程は実施できずに終りました。その当時業界では設備過剰の状況で、二十九年四月新増設禁止を予定して、設備台数調査を実施いたしました。さらに三十一年五月、三十二年三月と、この三年間に三回にわたる調査

以上は東京都のメリヤス綿はだ着を作る約八百社、従業員約四千人、全国全産業から見ますときわめて小さい企業でありますが、この一業界だけでもこのように莫大な資金を法律のために不必要に固定させるということとは業界としてまた国家的にも大いなる損失と思われ、この種の事柄は全国他の業界

このような実情の上に乘つて、さらに団体法のごとき強力な法律ができることには反対するのが当然で、御列席の皆様も心のうちでは反対ではないでしょうか。この法律の特色はネコの目

のように言い回しを変えられておりますが、私ども中小企業家から見ますと、いかように変えられましてもその中身はおそろしき法律でありまして心配のあまり要路の方々に伺いたいしますと、法の適用はきわめて必要の場合にとか、またむずかしい規定があるからこの法律の適用を受ける業界はきわめて少いから心配はないとか申されますが、それが全くほんとうならばこのような法律は今すぐ廃案とせら

この団体法に賛成できない理由の一つは物の自由なとき団体法ができて守らぬ者がほとんどではないか、政府及び団体屋さんは経済警察を復活するお考えなのでしょうか。日の丸を打ち振り、親や子を兄弟を毎日戦地に送り出し、戦いに勝つために、勝つために、戦いでやらせた戦時中の統制のときにさえ完全に行われたでしょうか。法律は運営面とよく申されますが、民主的運営はまだまだ遠く、本法案が通

過すれば事実上新規開業は禁止となり、のれんを分けるというような美しいこともできにくくなり、結果は現在実習中の従業員や学業を終え、社会に巣立つ青少年から独立のたいなる希望を奪うこととなり、中小企業への就職者がだんだんなくなり、人手は減り、やせ細ることは明白で、重大な問題となります。

団体法の論議は強制加入の命令にしろられた感がありますが、私も中小企業者は事実上やわらかい自然のうちに強制加入させられております。ということは、組合に加入しておりませんと、仲間からつき合いを知らぬやつだとか、原料屋から色目で見られたり、あれはもぐりだとか申されます。私どものおそれることとは、表面的な強制加入の問題ではなくて、法の規制であり

このようにして業者を縛らなければならぬのか。商売をやめなければ、組合を抜けることもできない。全体の利益に名をかりて、こんな不当なことが許されるとは断じて思えません。私どもに必要なのは、規制の伴わない話し合いの組織であり、強権によってできた組織は表面の団結で、精神的団結ではありません。精神的つながりなくしてはよい結果は生まれるものではありません。

この法律は過度競争の防止とも申されますが、法律で防止することは世にいうせん気筋で、種々多様、幾多の格差を画一的に規制することとなり、正直者はど損をなし、弱小企業を窮地に陥れ、権力のみに世に栄える結果となることは当然であります。

最後に申し上げたいことは、過度競争は日本の国情から当然起る現象でありまして、この防止は国民大衆の福利を基盤として内外市場の拡大、税制、金融、治山治水、賠償の解決、技術の輸出、平和的大量移民、観光事業施設等、幾多の抜本的積極施策が本筋で、これ以外になきことは、大量人口と失業者をかかえる日本現在の国情として当然過ぎるほどに当然であると申し上げて終ります。

○福田委員長 次に入江参考人にお願

にかかると団体法案に対してはわれわれ
三百万の組織を持つ総評の労働者とし
て絶対に御反対を申し上げたい。社会
党の提出にかかるこの三つの法案につ
きましてはわれわれは支持をしたい。
こういうように考えるわけでありませう。

以下、三つ目から述べていきたいと思います。

今日の中小企業の問題というのは、ただ単に団体法案の制定のみによって解決のつくものでないということは明らかでありますし、今日の中小企業の諸困難、あるいはあげられておりますように過当競争の問題もある。しかし総合的な視野に立たない限りはそれらの問題の解決はできないと私どもは考えるわけであります。従って社会党案に賛成するのは、いわゆる中小企業者が自主的に団結をするという考え方に立つと同時に、他面において中小企業を困難にしておるいろいろな条件について具体的な施策をもってこれをあわせて行うところに、社会党の立場の方が正しいと考えるのであります。私たちは中小企業に働く労働者のみじめな状態は中小企業者の御苦心よりも一そう切実なんでございます。従って、こういう観点からわれわれ労働組合といたしまして、中小企業の問題についてはなげ今日このような中小企業の状態が出

てきたか、こういうことについて中小企業者より以上と申し上げてもいいくらいにその困難を排除する点については考えて参りましたし、またわれわれはそれらの今までの戦いの経験からいいますと、やはり中小企業の方々が今日大企業の圧迫に抗して何らかのこれに対する対抗策を考える、こういう気持ちも十分にわかるわけでありまして、そういう意味からする場合に私は私どもは大いに賛成なんでありまして、しかし午前中にも参考人から言われましたが、団結権の問題について、中小企業の皆さん方はあまりに素朴にお考えになつておられるように考えるのであります。それは労働組合は、今日総評、全労連その他の組合がありまして、強力な組織を作つておる。しかし団体法案などに求めておるものは、労働組合に許しておる団結権以上のものを望んでおられるのであります。このことは大きな誤解でありますし、また私どもは団結という事で考えてみますと、われわれの組合も皆さんの団結の原理と同じであります、われわれ労働者がほんとうに組合に団結しなければならぬ、こういう一人一人の意識が自主的に固まつてこそほんとうに国会でも問題になるくらいな力になるのであります、今日安易にそれを法律に求めてやる場合には、中小企業の一人一人の人々が十分にそういうことを理解しないで、こういう法律によって団結をやり、その後の運営を考えてみるときに、非常に私どもはわれわれの経験からしてもはた寒い思いがするものであります。いわゆる労働組合にも御用組合というものがあつて、この中小企業の組合がいわゆる大企業の御

用組合的な存在にならないとは保証できない。その保証をもちとるのは、何といつても自主的に中小企業が今日置かれた立場というものを十分に腹に入れた、そういう組合意識のみがそれを決定すると思ふのであります。

こういう私たちの経験からこの問題について申し上げると同時に、もう一つの点は、今日過当競争の問題が取り上げられておられますが、過当競争の原因を考えてみますと、われわれ労働者の失業の問題、同時に中小企業の過当競争の仲間入りをしてゐるのはわれわれ労働者の中から出ます。われわれ具体的これを申し上げますと、民間では大体五十五歳で定年になりますし、また首になつたりいたしますと、遊んでゐるわけにはいかなければ、何らかの仕事をやらなければならぬ。その場合に今日の完全雇用体制のない日本の実情の中では小商売をするなり、腕に覚えのある町工場を始めるなり以外には生きる方法がないのであります。従つて皆さんも御承知のように、中小企業者が倒れる。ところが新聞などでよく出ておられますが、実際は数倍も生まれる方が多い。このことが今日の中小企業の過当競争をもたらしおる社会的な背景であるということをはつきり明確にしなければならぬと思ふのであります。このことは何を物語るかといへば、要するに、労働者がそのような今日の日本の社会保障の貧困の中で、何も年が寄つて働きたくないけれども働かなければならぬ、こういうところからやはり過当競争の仲間入りをするのであります。従つて老齢年金の問題とか、あるいは失業時における生活保障の問題、貧困生活を救ふとい

う問題を取り上げる中で、中小企業の過当競争の問題もとらえていかなければならぬ。それが私は政治だと思ふのであります。従つてそういうものに配慮をしない、さらには過当競争といひますけれども、カルテル行為によつて行われるその調整というものは限界があるのであります。もう一つの問題は、やはり過当競争を公正競争たらしめようとするれば、それには今日問題になつておるところの最低賃金の問題などを真剣に考える。こういう中からでなければ、こういうような社会立法としても、あるいは中小企業の問題を社会的にとらえるにしても、社会的良心といふものが政治の上に出てこないと思ひます。こういうことを考えて参りますと、われわれはこの中小企業組織法案あるいはそれに関連する産業分野の確立、また商業調整法案、これら三つのものが組み合わされて中小企業の困難を打開して、こういうことは正しいと思ふのであります、これさえも私どもは今日の中小企業の零細な部分に立ち入つて考えてみます場合に、今日中小企業者が抽象的な団結の問題よりも何を求めておるかといひますと、税金の問題などをどれだけ重荷にしておるか、こういう問題をもつと政策的に取り上げてやうなことをの方がより重要でありますし、原料高の製品安に現れております今日の独占資本による独占利潤の状態は神武景気の中で明らかになつております。国民の前におおひ隠すことのできない事実としてこのことがあるのであります。従つてこれらの中小企業でも、今日鉄鋼部門などに、仕事が多くなつておるがマージンが少いというのは、そ

こに何が原因があるかというのは、鉄鋼価格の問題がありましよう。電力の問題一つとってみても、中小企業の払う電力料金と大企業の電力料金あるいはそれに見合う価格を考えてみます場合に、このような大きな競争条件においての差を私どもは大企業と中小企業との対比において見、それを団体交渉だけに求めてもおのずから力の限界で無理があると思ふのであります。こういう点はやはりこの機会において政府の良識によつて中小企業に対するあたためた政策で政府はこたえていくべきでないか、このように私どもは考えるわけでありまして。

なお中国において今日行われております公司公営のことを私も実見をして参りました。社会主義の経済といわれ中国においてはそれとてやうな企業整備的なことは強権をもつてやつておらないやうであります。これはおのずからそれに協力することによつて実益の上からいふ方法によつて進められておること。流通部門を預かる、特に商業部門などは複雑多岐でありまして、こういう問題についても、もつと日本の実情に合つて、公式的な労働組合を見習うのだというやうな、ある一部の人の言い方で解決する問題でないことは、私どもは中小企業安定審議会に参加して、先ほどの参考人の方からお話のありましたように、これらの中におきましてアウトサイダーの問題についてはいろいろの問題を持つておることは事実であります。しかしこれらの問題の根本的な解決をどこに求めるかといひますと、それを強制することによつては決して実現をしない。このことを私どもは戦時中においてあ

れだけの強権の中で行われた統制経済の中でやみ行為が公然と行われたことを考えてみますならば、これは中小企業者としても、ことに資本主義下における流通過程の問題や経済の原則から考えて、おのずからそのことはわかるし、今日こういうやうな法案が政府の手によつて出るところに独占資本がこの独断法的精神をゆがめてゐる。それを理由として中小企業者が社会の公正な取引の原則を否定する方向へいつてゐる。こういった方向はおそらく今日の近代国家における生産の問題と考えまして、経済の発展に逆行する行為であるといふことも明確にしなければならぬと思ふのであります。私どもはそういう立場からいろいろ意見を申し上げて参りましたが、この法律の中でも、緊急やむを得ざる場合、どうしようもないときしかやらない。こういうやうなことで、この法律を合理化しようとするお考えがあるやうであります。私どもはいつもそういう点についてはだまされ続けてきておるものが、国民の立場として事実であります。今日憲法で明記してあるにもかかわらず、軍備がどんどん違反の中で行われておる。こういう政府にこういう権力を与えることはいかにおそろしいかといふことは、この法律を通じて言われる、この法律にはこういうことがあるのだ、従つて心配はないといふ中に、私どもは将来の運営の中で現れるやうな法が持つておるファシズム的な動向については特に警戒心を強めざるを得ない。私どもはからだでこころで感じを感じ取つておるやうなことを申し上げまして私の意見とする次第であります。

○福田委員長 次に問答参考人にお願
いいたします。

○問答参考人 私だいま御紹介にあ
ずかりました問答でございますが、私
は全職同盟と申しまして繊維産業の
労働組合の役員をしております。従い
まして私の意見は労働者の立場からの
意見になろうかと思ひますけれども、
同時に私も消費者であることは御
承知の通りでございます。なお私たち
は労働者、特に中小企業の労働者の立
場をよくすることは、同時に中小企業
の繁栄がなければできないということ
を考えておりますので、私たちの意見
は同時に中小企業の繁栄にも通ずるの
ではなからうかと自負してこの次第で
あります。

それではただいまより中小企業団体
法案並びに中小企業組織法案、中小企
業の産業分野の確保に関する法律案及
び商業調整法案について意見を申し上
げたいと存じます。

最初に結論から先に申し上げますと、
私どもはただいま政府から提案され
ております中小企業団体の今までのま
まで成立させられることは絶対反対を
いたすものでございます。従いまして、
私どもは社会党から出しておられる中
小企業組織法案ないしこれに関連する
法案を支持する立場をとっております
でございます。そこでもし政府の案が、
私どもが考えておるような内容に変わ
っていただかならなくてはならないと
思ひます。

そこでまず最初に總括的な意見を申
し上げたいと思ひます。わが国におけ
る中小企業の実態からいいますと、今
日これが振興策について抜本的な対策
を打ち立てなければならぬことは異

存のないところであります。およそ中
小企業の振興をはかる道は二つの方策
があるかと思ひます。その一つは中
小企業の産業構造の根本にまで触れ
組織としての問題であります。その二
つは、これが裏打ちともいふべき資金
面からする経済政策にあるかと思ひ
ます。すなわち予算の裏打ち
のない政策は荒唐無稽であらうと思
ひます。しかもこの二つを満足させな
ければ中小企業の振興はあり得ないと考
えておるものであります。すなわち、
これらのことを満足させようといひし
ますれば、結局、中小企業の社会主義
経済化へ一歩踏み込んだ根本的対策を
打ち立てなければ解決ができませんと
思ひます。しかるにかかわら

のカルテル行為を許し、団体協約の締
結を促進いたしましたして、これを通じま
して中小企業の振興をはからうとする
ところに着眼されたことは、従来の中
小企業等協同組合法及び中小企業安定
法がほとんどその用をなしていない現
状におきまして適切であらうと思ひ
ます。問題はその内容にある
と思ひます。

安に存じますのは、中小企業以外の方
が加入されることとあります。なるは
ど政府案におきまして若干の規制が
行われておりますが、また要件を欠い
た場合におきましては解散命令が出せ
ることになっておりますけれども、私
はこれに對しましてはなほ不安を感じ
ずるものでございます。中小企業者以
外の方がこの商工組合の中に入り
なると、その数は少くありまして
もその業界における勢力というものは
非常なものであります。それはいわ
ゆる中小企業者の比ではないのであり
ます。もしこのような弊害が表面化し
て参りますならば、本案はまさに中小
企業者の迫害法にすりかえられるよう
なおそれが多分にあると私どもは考
えておるのでございます。この点日本社
会党案によりまして、中小企業者以外
の者の加入につきましては総会、また
は創立総会の議決を経なければなら
ないということになっておりますが、私
はまたこれでも十分ではないかと思
ひます。で、得るならばこれら加入
のいは除名につきましては、これらの
もの議決権を、議決権平等の原則から
特例を設けてもらう方がよいのではな
いかとすら考へておるのでございます。

そこで中小企業の振興根本策の一つ
は申すまでもなく経営の合理化である
と思ひます。少くともそれが
ための共同行為に重点を置くべきであ
らうと思ひます。中小企業
の振興は事業者、そしてそれに携わる
労働者、そして消費者ともにその利益
の調和がとれるところに初めて真の中
小企業の振興があらうかと存するので
あります。この場合におきまして安
易に価格協定ができるような法案が成
立いたしましたならば、安易な道を選
ぼうとするのは人情の常でございま
して、非常に私は危険性があると思ひ
ます。主務大臣の認可事項と
なっておりますけれども、これはおそ
らく問題にならないのではないかと
思ひます。私はこの点価格協
定のごとき一般消費者ないし零細企業
者に重大な利害関係を有するものにつ
きましては、少くともこれを行う場合
におきましては安定審議会、このよう
なものに諮問をしていただきまして、
しかも少数組合員の異議の申立権を認
めていただきたいと思います。そして消費
者のサービスのしやすさとするような組
合員の方々の価格を無理やりに上げさ
せるというようなことは、これは中小
企業の振興策と全く相反したものであ
らうかと思ひます。

第二に重要な問題といたしまして
は、商工組合が行います団体交渉とそ
の契約の効力についてでございます。
本来中小企業の組織を制定し、これ
によりまして中小企業の振興をはかる
ということは、これは先ほど言いまし
たように内面的の合理化を行うことに

言ではないのであります。これひつ
きよう中小企業対策として一貫した政
策がなかったからにはかならないと思
ひます。今回政府並びに日本
社会党におかれましては、中小企業の
振興対策につきまして、それぞれ法案
を提出されたことは、その内容につ
きましてはいろいろ意見もあつたと思
ひます。そのこと自体ははなはだつこうであ
ると思ひます。そこで、今回の
政府並びに日本社会党のこれら法案
を拝見いたしますに、そのいずれもが
まず中小企業の組織化を推進し、一定

また資金面からする対策とし
ては、その場当たりでありまして、ほと
んどその効果がなかつたといつても過
言ではないのであります。これひつ
きよう中小企業対策として一貫した政
策がなかったからにはかならないと思
ひます。今回政府並びに日本
社会党におかれましては、中小企業の
振興対策につきまして、それぞれ法案
を提出されたことは、その内容につ
きましてはいろいろ意見もあつたと思
ひます。そのこと自体ははなはだつこうであ
ると思ひます。そこで、今回の
政府並びに日本社会党のこれら法案
を拝見いたしますに、そのいずれもが
まず中小企業の組織化を推進し、一定

また資金面からする対策とし
ては、その場当たりでありまして、ほと
んどその効果がなかつたといつても過
言ではないのであります。これひつ
きよう中小企業対策として一貫した政
策がなかったからにはかならないと思
ひます。今回政府並びに日本
社会党におかれましては、中小企業の
振興対策につきまして、それぞれ法案
を提出されたことは、その内容につ
きましてはいろいろ意見もあつたと思
ひます。そのこと自体ははなはだつこうであ
ると思ひます。そこで、今回の
政府並びに日本社会党のこれら法案
を拝見いたしますに、そのいずれもが
まず中小企業の組織化を推進し、一定

また資金面からする対策とし
ては、その場当たりでありまして、ほと
んどその効果がなかつたといつても過
言ではないのであります。これひつ
きよう中小企業対策として一貫した政
策がなかったからにはかならないと思
ひます。今回政府並びに日本
社会党におかれましては、中小企業の
振興対策につきまして、それぞれ法案
を提出されたことは、その内容につ
きましてはいろいろ意見もあつたと思
ひます。そのこと自体ははなはだつこうであ
ると思ひます。そこで、今回の
政府並びに日本社会党のこれら法案
を拝見いたしますに、そのいずれもが
まず中小企業の組織化を推進し、一定

また資金面からする対策とし
ては、その場当たりでありまして、ほと
んどその効果がなかつたといつても過
言ではないのであります。これひつ
きよう中小企業対策として一貫した政
策がなかったからにはかならないと思
ひます。今回政府並びに日本
社会党におかれましては、中小企業の
振興対策につきまして、それぞれ法案
を提出されたことは、その内容につ
きましてはいろいろ意見もあつたと思
ひます。そのこと自体ははなはだつこうであ
ると思ひます。そこで、今回の
政府並びに日本社会党のこれら法案
を拝見いたしますに、そのいずれもが
まず中小企業の組織化を推進し、一定

よって行うことであります。ところがこれに對しまして大きな障害を与えるものは何といひましても大企業の圧迫でございます。これら大企業の圧迫をはねのけるために中小企業が組織化する、こういうところに私は意義があるのではなからうかと思つてございませう。実はカルテル行為の中の販売価格についての共同行為などはその次の次の策であると思つてございませう。中小企業の組織化によりまして、大企業に對して団体交渉を行うということになりまふと、これは政府案においても一応認めております、また昔の——今でもあります中小企業安定法にも一応認めておりますが、これでは不十分であります。団体交渉を行うからには必ずしもそれが話し合ひでうまくいくとは限りません。ところが政府案によりまして、これに對して調停をかけたてゐる勸告をするという仕組みになつておりますけれども、このようになつて話がつくものならばわけのないことではないかと、おそろくその場合でもつかぬことがありますといひます。ならば、私はその場合は社会党の提案のように、最終的には仲裁にかけてそこで法律的な効果を持たすということがなければならぬと思つてございませう。

その次に問題になりますのは、先ほども再々問題になつておりました強制加入の問題と員外規制の問題でございます。時間がございませぬので端折つて申し上げますが、これに對しては日本の憲法におきまして結社の自由が認められております。結社の自由は、結社することも自由でございませう、しないことも自由であります。これを強制加入するということとはどういふ許されることではないのであります。なるほど組織化をはかるということとは私はできるだけの人が、すべての中小企業者が組織化することを望ましいのでございませうけれども、しかしそれを法律で強制するということはできない相談でございます。従ひまして社会党が考へておられるようにやはり任意加入の制度をとらなければいけません。この点では私は強制加入には絶対に反対でございます。また員外規制にも反対でございます。

その次に問題になりますのは、これは諮問委員会ないし行政委員会の権限でございます。私は先ほど申し上げました一部組合員の異議の申し立て等を裁定するために、行政委員会をいさし権限を強化する必要があるかと思つてございませう。結論から申し上げますと、やはり社会党が考へておられる程度の行政委員会にする必要があると思つてございませう。しかもこの行政委員会は政府案によりまして、いわゆる学識経験者ということになつておりますけれども、ここで裁定される結果は中小企業者、それから消費者、それからそこに働いてる労働者に重大な關係を及ぼすものでございませう。

ら、これにはそれぞれの団体から選ぶように具体的に法律の中に規定をしていただきたいと思つてございませう。私まだまだ申し上げたいことはございますけれども、時間がございませぬので最後に結論だけを申し上げます。もうこの団体法案がこのまゝに通りましたならば、これはゆゆしき結果にならうかと思つてございませう。中小企業者の方々がこの団体法案に賛成をされてゐる方とあるいは反対をされてゐる方とを私はここで押聴いたしましたが、もしも中小企業の方で政府原案に賛成をされましたならば、それがほんとうにみずから中小企業を営んでおられる場合におきましては、この法律が通つたならば自分でも賛成したものである。自分自身が首を締められるというやうな結果にならうかと私は思つてございませう。どうか政府と社会党の方々はもちろんのこと、日本社会党におかれましても、十分この点をお互いに話し合ひまして、将来の日本の産業の発展、中小企業の振興に一つ御努力下さらんことをお願い申し上げます。私の意見を終りたいと存じます。(拍手)

○福田委員長 次に三卷参考人にお願ひいたします。

○三卷参考人 招かれざる客が特に申しわけに呼ばれたやうな感じがします。実は参考人を新聞で見まして、これは純消費者はボイコットされたとなつて、いざ急に発言しろと申されまして、氣持の整理もできませんで、支離滅裂になるかもしれませんが、御容赦願ひたいと思ひます。

ただいままでの意見を、いろいろと午前中から聞いておりまして、やっぱり悪い法だということを感じたわけでございませう。一、二の方から、建設的な意見を申せとおっしゃるのでありますが、急なことで、建設的な意見を申し上げることもできません。給料をもらつて御飯を食べておる代議士諸公といひましては、中小企業対策、対策と党の方針を打ち出されていながら、今まで何一つ中小企業を救う道がなかったということ、急に憲法違反の問題すら出てきたので、あわててこの法案をお作りになつたやうな感じがするわけでございませう。

政府の本年度の予算を見ましても、政策一千億でもって投融資、経済拡大、生産拡大ということを表明していらっしゃるんですが、世をあげてオートメーション化、電化でもって、製品を格安に作り、しかも消費者にたくさん買つてもらおう、そうして輸出も伸ばそうというものが、今の資本主義のあり方であらうと思つておりますが、自由であるべき自由がいかにも統制色はなはだしく、その反対に社会党が自由色の多い今度の法案に對して、全くおもしろい対照だと思つております。主婦連合会は、今度の法案が経済の原則を大きく変革するものであるということをおもひまして、正常な、健全な経済の発展は、公正なる競争の上に立つべきであるという見地から、今度の、消費者の利益を侵害するやうなこの法案に對しては、全面的に反対でございます。だといつて、主婦連合会は中小企業の振興を願わぬものではないでございます。救済する道は、一片の法律で救済することはできない。そんなままたしいことで、中小企業が救われるやうな事態ではないといふことを申し上げたいのでございませう。失礼ながら、私たちは毎日々々町で買物をしておりますから、買物一つせずに自動車に乗つてお歩きになります代議士諸公よりは、実態をよく知つておるつもりでございます。二十三年に発足して以来、主婦連合会は業界の悪きと官庁のくされ縁には、全く悩まされ続けて参りました。今までのお話を聞いておりますと、過当競争だとか不況だとかいふことをおっしゃいます、どこを基準にして不況と言ひ、過当競争と言ひのか、こう言ひたいのでございませう。

中小企業、中小企業とおっしゃいます、商人は企業ではないといふことを、ある経済学者はおっしゃつております。

私は中小企業を守る法律は、現在幾らでもあることを指摘したいのであります。中小企業安定法しかり、繊維臨時措置法、下請代金支払遅延等防止法、輸出入取引法等、いろいろ法がございませう。その上に共済組合關係の法律百貨店法、まるで法律だらけでございます。こういうことは、最近いわれております鉄鋼供給安定法案なども、御自分で出しなから、これはいやだといつて引つ込めたやうな事態があるではないかと。下請代金の方でも、今では必要がないといふやうな批判も聞いております。とかく一つの法を作り出すときには、必ずかけ込みとか、目的推進のために裏をかくのが現状であるといふのは、皆さん御承知であります。社会党は現在入会、退会とは自由と申しておりますが、現行法と同じやうな感じがいたします。

中小企業安定審議会で、昨日も委員

が、現に厚生大臣が国会におきまして入浴料値上げを認めるような発言をされていらつしゃいます。この法律ができてさえこういふような段階を踏まなければならぬのに、大臣がもはやそういうことを一方的におつしゃやうということとは、いかに一方的に何でもかきつけるかというのを如実に物語つてゐるのでございます。この法律の上にあるのでございまして、サ―ビスが減退するところをかねて、サ―ビスがなくなつて値上げになつたというところは申し上げました。このように法律の定義、趣旨はいかにも経済の安定を確立し、しかも秩序の確立ということを申し述べておりますが、結局においてその定義に反するやみの温床となり、陳情はやりの世の中になることは火を見るよりも明らかなでございまして、消費者はこのように組織のないのを理由に一方的にやられるのは全く遺憾に思うのでございます。しかもボス化になつていふことは、官庁もこれをおそれいらつしゃいます。が、現に商工組合を作つて、町で落選議員がいふいろいろこの組織化に努めておりますけれども、商人の中でも、特殊指定をやらずに地域的にこれを認めていったため、ボスが食いついて、大へんだ、誤まつたと言つておりますが、実に業者の中にも批判が出ておりまして、やはりいやだという声が出てきてゐると聞いております。せんだつて中政連の方がこれについて一千万人賛成者があつたのと申し述べられます。

ちは何も知らぬでもないんだという印象で引っぱっていらつしやるというこ

とは、この法律ができて、あけてみて初めて自分たち弱小メーカーが首を締められておるといふことを発見される

ことではないか。中小企業法の調整法案は、これの関連する法案が予定されておりますが、中小企業商業調整法

でございませうか、これは登録とか時間制限とかを最近おとりになつたやうで

ございませう。こういうやうに、いかに公正取引委員会はいろいろな点で反

対していらつしやいます。通産省の中においても異論のあつたところが十

分あつたやうでございまして、結局市場制限と他を規制するだけに終つたとい

うことでございませう。この市場制限を考へましたけれども、同じ政府で、

同期の国会におきまして、このたびで

私たちは今後大いに監視しようと思つております。

最後に、世論はこの法案を選挙目当

の法案であると言つておりますが、票がほしいのなら、家庭を守る法案に

すれば票は幾らでも入るといふことを御進言申し上げます。消費者はあくま

でも商品を自由選択で買いたい、同じものを同じ商店で一本化されたものを

買うのなら、私たちは設備のいい百貨店の方に流れていくでございませう。

幾ら百貨店法を作つてみましても、商売の実態に合わないものをなさ

るならば、消費者はそつぱを向くといふことをどうぞ御了承願ひたいと思

います。

の法案に対してどの程度の熱意があるかといふことを疑はれてもやむを得な

い状況なんです。それではお気の毒だから、せめてお客さんの見えるときだ

けぐらいは十分動員して、熱心に御討議あらんことを願ひしておきます。

○福田委員長 よく了承しました。八木昇君。

○八木(昇)委員 だいぶ時間もたつておりますので、できるだけ簡単に三、

四点参考人の方にお伺いをいたしたいと思ひます。それでは、今議事進行の

発言もあつたのですが、午前中出られ

ました参考人の方で現在もおこの席においでいたお方、並びにその

団体関係の方はどなたがいらつしやるのでしやうか。

の法案に対してどの程度の熱意があるかといふことを疑はれてもやむを得な

い状況なんです。それではお気の毒だから、せめてお客さんの見えるときだ

けぐらいは十分動員して、熱心に御討議あらんことを願ひしておきます。

○福田委員長 よく了承しました。八木昇君。

○八木(昇)委員 だいぶ時間もたつておりますので、できるだけ簡単に三、

四点参考人の方にお伺いをいたしたいと思ひます。それでは、今議事進行の

発言もあつたのですが、午前中出られ

ました参考人の方で現在もおこの席においでいたお方、並びにその

団体関係の方はどなたがいらつしやるのでしやうか。

反響に押しまわされることになりはしないか、こういうことについて中政連

あたりはどういうお考えを持っておられるか、この点をお伺ひいたします。

○古藤参考人 お答えいたします。ただいま私の方にございまして御質問は、中小企業団体法案なりあるいは組

織法案なりが原案の形のままでは通り

した場合に、大企業としてどういふ対策があるかという御質問でございま

す。これは午前中にも述べましたやうに、ただいまの団体法案につきま

してもまた組織法案につきましても、問題はございまして、そういう問題を含んだままの法案が通りますと、やはり大

企業としては中小企業との現在の協力関係というものがどうも水をさされる

といふことを心配いたしまして、そのためにむしろ自家生産をやつた方がい

のは当然あります。ちようど労働者が賃金値上げについて資本家側と団体交渉をする、労働者にストライキ権がある。そういう強力なバックをもつてやっております。大企業を経営者として万策を尽して自己企業を守ろうとするのであります。そうだといたしますと、大資本側のそういう必然的な方向というのが、予想されるので、今日のこの団体法のごときものは、とうてい中小企業の要望は達し得られないのではないかと、私はこういうふうに感じるわけです。法によって強制すべきは団体への強制加入にあらずして、むしろこういう団体交渉などについて、大企業はこれに応じなければならぬという義務を課する、こういう点こそ法によって明確に中小企業者を守ってやらなければならぬ、こういうふうな私どもには見えるのでございますが、こういったふうな点について政府案についての御批判はないか、これをお伺いしたい。

○内閣参考人 先ほど公述の際申し上げました件でございますが、お尋ねがございましてから重ねて申し上げたいと存じます。中小企業者はまさに弱い羊のごときでございます。ただいま中小企業が非常に苦しみを感じておられますのは大資本の圧迫によるものでございます。しかしわれわれは、それではあまりにかわいそうだから、中小企業者を組織せよ、団結せよと、皆様今日の法案をお作り下さったのでございまして、しかし何らの強制力もない、何らのきめ手もない、ものをいただいても——お前は危ないから鉄砲を持ってといってもたまたま入っていない鉄砲をいただくようなものでござい

す。われわれ中小企業はあえて大資本に向って挑戦をしたり、あるいは無理なことを言っているというふうな量見は毛頭ございせん。あくまで誠実にお互いに話し合つて、話し合いがつかない場合に、われわれにも何か数の力を与えてもらいたい、弱者に力を与えてもらいたいという願望の一つの現れでございまして、私は政府案に對しまして、賛成するゆゑんはそこにあるのでございまして。

○八木委員 私の間にそのま正面からお答えをいただかなかつた、こういうふうな思ひでございまして、それはあえてそういうふうな意識的にお答えになつたのであらうかと思ひますけれども、しかし今私が申し上げました点は、實際現実にいかに善意な気持ちで中小企業者、下請業者の方がおられましても、相手はそうはいかない、資本の命ずるところですから、そういうふうな實際の状況が当然予想される場合に、これはやはり今出ておる二つの組織法案と団体法案とを並べた場合に、組織法案の方がより御希望とされるはずだと、こういうつもりでどうかと聞いたわけなんですけれども、それは一応あえてお答えをいただかなかつたものと考へまして、それ以上のごときは参考人でございまして、それ以上せんが、これにさらにやや関連をいたしますと、これでお伺いをいたしますと、實際のこの状況を見ますと、ただいまおっしゃいましたように、経営者側になりますと、やはりどうしてもこの親企業とか何とかには遠慮せざるを得ないのです。そこで立場が弱い。そこで数年前あたりのように、たとえば電力などが非常に不足しているときに電力

割当がある、これは生産企業の場合でございまして、そういうことでは自分の企業が従来屋のうちに二日も三日も電休をさせられるようなことでは中小企業は立ち行かぬ、こういう場合でもなかなか経営者の方は立場が弱い。そうして實際はほとんど押しかけてきまして、電力会社あたりと強力で交渉をして目的を達成するのはむしろその中小企業の組合の方です。こういうような例を幾らも私もは見えております。そこで何も大企業と対立をして何か戦いをするというふうなことで問題が解決しないことはおっしゃる通りであります、特にこの中小企業と大企業との関係においては、であります。やはりと云うに問題を解決するといふような意味においては、中小企業の新しい作られる団体の組合員の雇い入れる労働者についても、大企業との問題についてある種の団体交渉といひますか、そういったふうなものについてやらせるべきではないかというふうな有力な意見がございまして、その点についてもお答えをいただきたいと思います。

先ほどの質問にま正面からお答えをいただきたいと思います。この後の方の質問に關しては閣下参考人の方にも御見解を承わつておきたいと思ひます。

○内閣参考人 ただいま御答弁申し上げたことがいさかま正面すぎたといふお話でございまして、私もまたはただいま申しましたように非常に弱いものでございまして、弱いかも何とも言わなくてもよろしいのだ、もう何もできないのだといふことでこのまま置くならば、この組織法の団結の力も非常に弱いものになつてしまふのでは

ないか。もちろん大企業が暴力をふるいまして、それにも応じないといふようなことがありましたためにその反響があつたという場合におきましては、われわれは話し合いができませんように努力することにいたせばよろしいかと私は思ふのでございまして。ただいま申しましたように、私たちは団結といふ力を与えられておる、しかしただそれだけでは何も行使することもできない、から鉄砲であるといふようなことでございまして、まことに工合が悪い。何とかわれわれにもそうしたものを与えられなければ、今日の不況に悩むところの中小企業といふものは救われな

い、かように考えるわけでございます。

いま一つ中小企業の労働者の問題であります。中小企業の労働者はストをすから自分の工場がつぶれてしまひますからストをしない。大企業のとこの労働者はストをしても大丈夫つづれつことはないからやる。そういうことはまことに今日の不平等の世界を現わした一つの証左であらうと私は思ふのであります。小さいところの工場の従業員も大企業の人のようにストをしてもよろしいような力をつけてやること最も大切であつて、中小企業の小さい労働者がやつてはいけないといふこととはないわけです。今中小企業の労働者がやらないのは、自分たちが工場を休んだり、ストをしますと工場がつぶれてしまふからやむを得ずやらないのであつて、これは中小企業が力がないからやむを得ずおるという状態であらうかと私は思ふのであります。

○閣下参考人 お答えいたします。まず中小企業の振興といふことと消費者並びに労働者の利益といふものは三位

一体でございまして、従いまして、中小企業の振興のために労働者の利益を考へられないといふことはあり得ないはずなんです。ところが事實は大企業から中小企業が圧迫され、中小企業の労働者はそのしわ寄せをまた受けておる、こういう早く言えば二重搾取の形を來たしておるものでございまして。従いまして、本政府案におきましても社会党案においても同様でございまして、労働者の利益にマッチしたところの内容において交渉をしていただくことは当然でございまして。ただしその場合に、おきまして、そんなら労働者がその団体交渉の中に入らうといふことが適当であらうかどうかといふことになりますると、これは少し危険性があるのではないかと、いふことは、常日ごろの労働運動といひましては、使用者とおかかなければならぬ一応はつきりしてございまして。私は先ほどの公述のときにそれを申し上げたのでございまして。そこで私はこういう一つのアイデアを持っておりますのでござい

ます。現在政府原案によりましますと、二十六条、七条に一応従業員に対する配慮が書いてありますが、私これでは非常に不十分だと思ひます。そこで団体協約を結び、あるいはカルテルを行う場合に、おきましては、少くとも労働の關係が正常を保つていなければいけない。法令に違反するようなことはもつてはかた。たとえば労働基準法に違反しておるながら、それをしても一つの基礎資料にして、それによつて団体協約を結んで、それによつて協約は有効

だといふようなことでは、これは法治国家としてはどういふ認められないうことだ。従いまして、政府原案におきましても、社会党案におきましても——実は社会党案に対しては私は冒頭におきまして支持を表明したのでございしますが、その点はできましたならばもう少し強化をしていただきたい。かように思つておるのほどういふことかといひますと、法案の中に、法令に違反するようないふものにはその協約の認定をしない、カルテルは許可しない、こういうことは少くとも入れていただきたいといふ希望を実は持つておるのございします。そういうふうには私は割り切つて考へておりますから一つ御了承願ひたいと思ひます。

○八木(昇)委員 あまり私ばかり質問しても何でありますから、あと二、三点で終りたいと思ひます。

もう一つは、今度の政府の団体法案によりまして、これは中小企業の育成発展といふことを目指して、おるといふおろながら、商工組合あたりを組織していろいろやれる場合はどういふ場合かといふと、過度の競争によつて事業の不安定を来たすといふ場合にみここれを許す、こういうようなことに実はなつておることは御承知の通りでございします。そこで、この間に対応しては、できれば立川参考人にお答えいただきたいと思ひますが、お答えをいただきたければ、実際に皆様方が希望をしておられるのは、この新しい法律によつて中小企業が今日の苦境を脱してさらに何とか豊かになつていけるやうにといふことを希望しておられるやうに思ひますが、それにもかかわらず、実際にはもう過当競争になつて、たく

さんの企業者が争つて、そうして製品をできるだけ安く売りさばかなければならぬから倒れるといふやうなことで、どうにもならぬやうになつておるやうなところのみに組織を許す、団交やその他をやるやうなことを許す、価格協定やその他を許すといふことになれば、結局その中で、しかもそれが強制加入といふことになりまして、そこで強制加入をさせられたものの中である多数の者が一つの協定をそこでやられる、そうすれば、たとえ商品そのものの値段あたりでは今後の企業の維持がでないといふやうな人たちがこの法によつて過当競争の問題を解決し、その地区の相当数の企業だけが生き残る、こういうやうな効果を来たす、こういうやうに結局は中小企業を今後前進させるための法案といふのはなくして、どうにもならぬやうに苦しんでおるやうなものを、半ば強制的にその中の一部の企業者を脱退させて残りの者を辛うじて維持させる、こういうやうな後制だけしか果さないやうなことになるのではなからうかといふおそれ、実はちよつと感ずるのであります。が、実際に御商売をやつておられる皆様の立場からどういふやうに御判断になるか、御意見を伺わさしていただきたいと思ひます。

○立川参考人 第九条の不況要件でございします。これにつきましては、法律案にございしますが、幅のある運用を期待をしておるのございします。実際的にこの強制加入の許される場合は、もう申し上げるまでもございせんが、地区内の資格事業者の総数の四分の三以上が中小企業者でなくてはならぬ、

またその中小企業者の四分の三以上が組合員となつていなければならぬ、事業分量はおおむね二分の一以上がなくてはならぬ、こういう要件がございする、そうして今度は総会の決議をまつてこれをきめる、しかもこれは特別決議であつて、三分の二以上の同意がなければならぬ、そしてその後に聴聞を行う、公聴会を開いて業者の意見を聞く、そして中小企業安定審議会にかける、かようなむずかしい手続をなされるとすれば、何も総会の特別決議で無理に強制して、そういうものを加えなくて差しつかえないのじやないか、多くのものを加えて引つづるよりは、気のそつた者が、若干のアウトサイダーがありまして、組合運営にはその方がよいのじやないか、私もはそういうふうな考えをもちますので、この強制加入といふことは従来の宝刀であつて、むしろ実際の組合を運営したいのじやないか、抜かない方がよいではないか、抜かないなら要らないではないかといふ議論もあるかもしませんが、抜かなくても宝刀があつた方がよいことは、すでに首藤先生が申されたやうに、五十年の経験でそうだったからこれを入れた、入れたからといって直ちにこれをやるという考へ方は、良識ある組合運営者はやらないのじやないか、こういうふうな考えをもちます。

が、中政連の会長をやつておられる鮎川さんあたりにしまして、帝國石油の社長ですか、会長あたりをしてもられたわけですか。帝國石油といへば、中小企業者ぢやないと思ふのです。その方が中政連の最高責任者で非常に積極的によつておられる。ところがどうもそれがほんとうに苦しんでおる中小零細企業の立場を真剣に考へておる運動であるやうな感じがいたします。私の主観であります、実は非常に疑いを持つておるのであります。

○八木(昇)委員 それでは中政連の方にお見えになつたので、一つお伺いしたいと思ひます。

大体午前中政府案に御賛成のやうな御意見であつたと思ひます。そこでお伺ひたいのでありますが、これは少し露骨なものの言ひやうでございします。

そこでお伺ひしたいのは、同じ中小企業と申しまして、たとえば三百人、四百人からの労働者を雇つて、相当の資本を注入して事業を経営しているやうな場合と、それから職人も一人も入れないで、そして細君も子供も、それから母親もおやじさんも総がかりで魚屋さんをやつておるやうなやうな企業の場合とは、これはもう全然同列の基準において対策を立て得べきものではない、こういうふうな思ふのです。たとえば洋服屋さんなら洋服屋さんが職人さんを三人くらい雇つて洋服を作つておる。そういう人たちは平均十四時間から十五時間働いておるわけですから、そして労働基準局さえも十二時間労働まではほとんど目をつぶつておるのです。こういうやうに、同じ中小企業といひまして、政府案によると、それを全く一つの方式を考へておられるんですが、実情はもう天と地の違ひである。こういうことを考へる場合に、中小企業対策としては、やはりこれはどの違いのあるものについてはその実情に應じた、それぞれ特定の対策が必要であるのじやないかという考へを私もとじて持つておるやうであります。

が、中政連の会長をやつておられる鮎川さんあたりにしまして、帝國石油の社長ですか、会長あたりをしてもられたわけですか。帝國石油といへば、中小企業者ぢやないと思ふのです。その方が中政連の最高責任者で非常に積極的によつておられる。ところがどうもそれがほんとうに苦しんでおる中小零細企業の立場を真剣に考へておる運動であるやうな感じがいたします。私の主観であります、実は非常に疑いを持つておるのであります。

そこでお伺ひしたいのは、同じ中小企業と申しまして、たとえば三百人、四百人からの労働者を雇つて、相当の資本を注入して事業を経営しているやうな場合と、それから職人も一人も入れないで、そして細君も子供も、それから母親もおやじさんも総がかりで魚屋さんをやつておるやうなやうな企業の場合とは、これはもう全然同列の基準において対策を立て得べきものではない、こういうふうな思ふのです。たとえば洋服屋さんなら洋服屋さんが職人さんを三人くらい雇つて洋服を作つておる。そういう人たちは平均十四時間から十五時間働いておるわけですから、そして労働基準局さえも十二時間労働まではほとんど目をつぶつておるのです。こういうやうに、同じ中小企業といひまして、政府案によると、それを全く一つの方式を考へておられるんですが、実情はもう天と地の違ひである。こういうことを考へる場合に、中小企業対策としては、やはりこれはどの違いのあるものについてはその実情に應じた、それぞれ特定の対策が必要であるのじやないかという考へを私もとじて持つておるやうであります。

が、中政連の会長をやつておられる鮎川さんあたりにしまして、帝國石油の社長ですか、会長あたりをしてもられたわけですか。帝國石油といへば、中小企業者ぢやないと思ふのです。その方が中政連の最高責任者で非常に積極的によつておられる。ところがどうもそれがほんとうに苦しんでおる中小零細企業の立場を真剣に考へておる運動であるやうな感じがいたします。私の主観であります、実は非常に疑いを持つておるのであります。

中小企業政治連盟としてはどういふお考へかといふことをお伺ひします。

○城戸参考人 ちよつと皆さんにお断わり申し上げておきたいと思ひます。が、実は私きよの公報を見ましたから、一番目に名前が書いてあつたから、最初に参考人として呼ばれるつもりで、午後の方になつてよんどころない約束をしておりまして、中座してはなはだ相済みません。その点皆さんにおわびを申し上げておきます。

ただいま八木先生から、中政連の鮎川さんが、えらい大企業をやつておられた方が中小企業問題を取り上げておきたいじやないかといふ話でございした。……

○八木(昇)委員 いや、おかしいとは思ひません。

○城戸参考人 あまりわからないといふお話かもしれませんが、この問題につきまして、実は一つの大きな問題は、中小企業者が日本の国で一番数が多くて重要な役割を持つてやつておる。店舗の数でも九〇何%とか、また生産の面においてもわが国の半分以上の生産をしておる。それから輸出面においても六〇何%とかいふやうな率を占めるやうな重要な階層でありながら、非常にこれが恵まれない階層にあるといふことが、一つの大きな問題でございします。しかもこの中小企業者が国際貿易の点におきまして、輸出の面におきまして非常に輸出輸出をしておるといふことが、国家的見地から見ても非常に重要な問題でございします。で、一番大きくこの問題を取り上げましたのは、外貨において非常な損失を来たしておるといふところから一つの大きな日本の国を憂う信念の現われ

がここに出ておるのでございます。そうして外国貿易の問題については、その業種だけでなく、やはり国内産業全般の中小企業の問題になるわけでございます。そういうことから中小企業の恵まれない層をある一定のレベルまで引き上げていくという信念でございまして、その点大企業でありながら中小企業にどういふわけでくつたかという点は一御了承をお願いしたいと思います。国をお考え願いたいと思ひます。

それから次は零細企業ということでございます。今度の団体法におきましては、小さな業種も大きな業種も大組内においては平等の発言権があるから、むしろ皆さんの御心配になつております。その点の支配とか、そういうことは民主的に行われるのではないかと申します。また多数の業種によつて、多数決によつて、民主的に運営していくというところにおいて、むしろ零細企業者の発言力の方が強くなるのではないかと確信を持っております。

○八木(参)委員 最後は一問だけで終わります。今の点は、零細企業というのは、資本がある程度の利潤を生むというふうな形ではほとんどない。資本というものでなくて、ほとんど肉體労働によつて利益を上げておる、こういう企業ではないか。そういう意味において、そういう零細企業というものはやはり別に一ワタを考へて、これに対しては今の中程度、数百人の人を雇つておる企業よりも、さらに一つまた親切な何らかの法的措置を税の問題にしろ何の問題にしろ考へられる必要を感じ

じないかということを実は聞いたのであります。そこで、そういうことがもしお答え願ふとするならば、このあともう一つ質問しますから、その際にお答えいただきたいと思ひます。

そこで最後の質問は、一部にはこういう団体をこしらへて、中小企業者が団体交渉あたりをどんどんやるといふようなことになる、情勢の発展によつては、赤旗協同組合のようになりはしないか、その団体が旗を振つて押しかけていくというふうなことになる、しかもそれが一つの政治色を露骨に帯びてくるというふうなおそれがあるのではないかと。従つてこういう団体に對しては、政府の監督といふことが、政府のひもといふことか、こういうふうなものを法の上で相当きつとつけておかないと、非常に困つたことになりかねぬのだ、こういう意味において政府案がよろしい、実はこういうふうな意見があるものであります。そこで問題を提起されました中政連としては、中小企業を組織して、今後いろいろ仕事をやっていかれるのでありましようが、今申しましたような一部の批判に對してどういふお考えをお持ちであるか、一体そういうことがあるとお考えになるのかどうか、こういうことをお伺いしたいと思ひます。

○城戸(参)委員 最初の零細企業の問題ですが、あれは零細なおもちゃであるとかいろいろ小さい企業もあるものでございまして、同業種でよく相談していき、法の運用によつてうまく救済していくことができるのではないかと。ことに今度の中小企業の問題におきましては失業者のし寄せにもなつておるといふところから、そういう零細企業

者をむしろ引き上げていく方が重点になるのではないかと。この点は、社会党におきましては零細企業の問題は特にビック・アップされておるようでありますが、むしろ一本になつていった方が——中小企業をまた二つに分けるといふことになりまして、次々に細分されることになり、かえつて悪いので、一緒にしてレベルをある一定のところまで上げてやるというふうなことをいいのではありませんかと私は考へております。非常に悪いから、どこからでもとにかく基本の法律を作るだけでも作つて、少しづつでも上げてやれば、ないよりはいいのではないかと。それから赤旗ではないのです。中政連は赤旗を立てておりませんが、安全旗の緑の旗でありまして、強硬なる旗を立てて押しかけて団体交渉をするというふうなことは、中政連としては現在考へておりません。

○福田(参)委員 永井勝次郎君。

○永井(参)委員 第一に入江さん、問官さん、三善さんのお三人に御所見を伺いたいと思ひます。先ほどの供述の中に、単に団体法あるいは組織法という法律を一つ抜き出して、これが中小企業対策としていいか悪いか論議することは、大きな象の尻尾をつかまえた、鼻先をつかまえてこれが象かということを論議すると同様であるというふうな御意見でありまして、全くその通りであると思つております。やはり日本の国の産業構造なり経済政策なり全体の視野に立つて、いろいろな角度からこれを検討して、その中の一つの施策として団体法なり組織法というものが出てきて、これが全体の中でどうであるかという賛否が検討されて、

そして結論が出る、こういうことでなければ問題にならないと私は考へるものであります。それとともにこの法律がどういふ権力のもとに施行されるのであるかという運営の問題もからみ合せて考へていかなければならない、かように思ふのであります。そういう立場から一つ伺いたうわけでありまして、団体法の第二十九条には農林水産関係の協同組合あるいは流通分野に関するものはこれを適用除外しておりますが、この法案によるは先ほども述べた生活協同組合あるいは購買会というところに向けられるような手かげんが、その中にされておると考へますが、皆さん實際その面に當つておられる方としてどういふふうなこの点は検討されておられるか、これが第一点。

もう一つは団体法の第六十四条でございますが、強制命令の実施を政令によつて組合にまかせることができるようになつております。これは非常に大きな問題で、団体法全体にはほかの法律規定ではなくて政令にまかせるという分野が非常に多い。その中でことに強制命令実施の問題等については、政令で定める、組合にまかせることができるというふうな事例が書いてありますが、こういうことは官僚と組合指導者とが力を合せて中小企業の支配を強化していく、あるいは悪くいえば官僚と組合との結託によつて、中政連が主として組織に當つておるわけですから、そういう組織作りをやる政治的な組織をこつくりからみ合せて経済のうららからでやるといふような方向に發展していく性格をこつくりとわねわね考へておられるのではないかと。この二点について

一つお三方から御所見を承わりたいと思ひます。

○入江(参)委員 永井先生からのお尋ねの第一点であるそのは先が、消費組合や労働組合その他のそういう団体に向つていくという点については非常に重視をしておられるのであります。特に労働組合は、炭鉱地帯その他においても今まで相当物価アップという問題には終戦後苦しめられてきたのであります。それではなぜ消費組合活動が強く戦後に現われてきたかといふと、その地方の物価が非常に高い、都会に比べてもいなかの方が安いはずのものさへ高いという現象が、午前中に中林君からも明らかにしたように出てきたわけでありまして、そこでわれわれはその生活を守るために、法律に基いて消費組合を作り、それが刺激になつてその町、その地方の物価も安定して安くなつてきた。そういう中で實際は商売が立ちいかなくなつたかといふとそうではないに商売の数もふえていく。ある意味における競争関係は消費団体等の行う事業との間にもありますけれども、しかしそれは正常な経済の發展の中で解消されていく。従つてこのような団体の法律その他によつてこ

ういふものを規制しようとしてもそれは無理であつて、これらの関係については特に中小企業の場合は市場の問題、いわゆる購買力の問題、こういうことが大きく問題になるのであります。そしてまた輸出貿易等の関係もいろいろ言われますが、中小企業は作るものといへば、われわれ働く大衆の生活に密着したものが作られるのであるから、従つて私たちがそういう意味合

いからしても、われわれの収入がふ

え、そのことが生活の向上となり購買力となつて正常な関係において中小企業者と共存していけるのだという点を明らかにして、こういうような法規によるところの先をただ単に消費者、われわれ同士に向わせるような規定というものは反対であります。それから強制命令、その施行と関連しての、組合に運営をまかせるというふうな中で運営をせよとするこの強制命令の問題は、先ほど私から申し上げましたように、これは中小企業者自身を苦しめるでありましようし、そのことによって中小企業は絶対に正常な運営として発展をしない、こういう見解を持つておる次第であります。(総評と組合ボスの結託はどうだと呼ぶ者あり) 参考人に対して失礼なことを言わないで下さい。

○福田委員長 発言は委員長の許可を求めて発言して下さい。

○岡宮参考人 お答えいたします。まず二十九条の組合交渉の応諾について私はこのように考へるのであります。先ほど実はこれも公述で端折りましたのですが、本来カルテルを許すあるいは団体交渉を行うということは、その企業の内部において合理化をはかることに障害があるということ、これが第一の要件であると思ひます。従ひまして、たとえば生活協同組合あるいは労働組合が行います購買会、これまた需要者が直接行われる場合もございしますが、場合によつては会社の厚生事業の一つとして、場合によつては消費者の団体がみずから生活の合理化をはかるうとして行ふところの消費活動を団体交渉の対象にして、お前はそれは安く売つてはいけなから高く売るよう

に一つおれの言うことを聞けというようなことにおいて交渉を持つべき筋合ではないと思ひます。先ほど言ひ落しました、団体交渉をするということは当然認めております。しかし団体交渉の対象になるものは、きよな限度において制限をすべきものである。消費者ができるだけ安い消費活動を行うおとすにかかわらず、いやお前はもうかつておつても、企業が健全であつても、おれの商売がいかに前高く売れということとは本来許すべきことではない。従ひましてその限度において団体交渉の対象を制限すべきである、かように考へておるのでございします。結論としては、消費生活協同組合とか、あるいは会社組合が行う購買会等における、その他の事項は別といたしまして、少くとも販売価格の協定について交渉に應じろというふうなことは、これは団体交渉の対象からはずすべきものである、かように考へております。

いま一つその次に規制行為を行うことを政令で委任して商工組合等に行わしめることとございしますが、これは実はこの政府の中小企業団体の背骨になつておるものであると思ひます。つまり強制加入を行い、員外規制を行い、そうして法律によつていやおうなしに一応頭を押えていこうという意図が、実はここにちよびり現われておるのであります。私もこれだけの資料でどのような政令をお作りになるか、これは預知することができませんけれども、おそらく自由自在に政令によつて一種の権限をそれらのボスに持たせる結果になると思ひるのでございします。私はこれは政府と野党の方に特

に申し上げたいのでありますが、おそらく政府と野党の方は、今はそれは考へておられないと思ひますが、このような権力を持つていゆる中小企業のボスがございすると、先ほどヤツつておられましたけれども、労働組合のボスどころじゃございせん、お金を持つたボスは非常におそろしいものでございしますから、十分一つその点はよく御検討下さいまして、間違ひのないようにお願ひをいたしたいと思ひます。

○三巻参考人 一の問題でございします。生協というものは消費者に与えられた一つの道でございまして、消費者の、購買といひますか、そういう方面に自覚した現われでございまして、他を犠牲にして自分だけが救われると思ふことは早計でございまして、農協も初めはこの線の中に入つていたやうでございしますが、政治力といひますか圧力がかかつてこれをやめるやうになつたといふことを聞いておるのでありますが、いづれは農協の方にしても政治力に慢心しておるという傾向もございしますが、決してこういう他を犠牲にして自分の繁栄を望もうといふことはあり得ないといふことを申し上げます。

それと同時に第二の問題でございしますが、政令の点は当然官制統制、ボス化の反映といふことになるのでございします。政令が政令を生みまして、法の改正々々もつて、ことにこういうことが私たちの心配しておるやうなことになる、ということがここでも現われておるのであります。

○永井委員 次に尋ねたいのは、中政連の城戸さん、それから東原さん、お二人にお尋ねしたいと思ふのであります。

先ほど来強制加入の問題について、強い力とか弱い力とか、力の強弱の関係がいろいろ論議されておるやうであります。法律的には強制加入といふことは強い力と言つていいと思ひます。しかしこの法律は中小企業対策であつて、権力の強い弱いを規定する法律ではありません。従つて強制加入といふことは、強制加入といふことは、強制加入自体が目的ではなくして、強制加入をすることによつて業者の経済が立て直るかどうかとこのところにこの強制加入の可否の問題があると思ひます。強制加入によつて果して中小企業者の経済を立て直すことができるかどうか、これが問題のかぎだと思ひます。従来中小企業安定法をずっと実施して参りましたが、中小企業安定法によつて立て直つたといふ事例はまことに少いのであります。ほとんど立て直らない。表面上立て直らない。表面上立て直つたかに見えることは、安定法の運営によつて立て直つたのではなくて、全般的な景気が立て直つてきて、その好影響によつて立て直つたといふことはあつても、それ自体によつて経済が立て直つたといふ事例はないと思ひます。現在事實上において生産過剰の現象がここにある。それから業者の過剰な条件といふものがここにある。業者が過剰であつて生産が過剰であるといふ条件の中で、中小企業だけにどんな強力な強権をもつて加入をさせてみたつて、それ自体によつては経済の立て直る条件は生まれてこないと思ひます。でありますから、先ほど来強いとか弱いとか言つて、強制加入さえやれば、これが金科玉条で、これによつて中小企業者の経済が立

て直るのだといふやうに非常に強調されておる、この点を明確に伺ひたいと思ひます。これが一つ。

それから組合ボスの支配という問題、そういうことはないとはいへない。お話をありますが、これは私は組合のボスが必然的に出てくる、こう思ふのです。なぜ出てくるかといへば、強制加入をさせる、そうしてその他の経済的あるいは産業の分野からする経済を立て直しのいろいろな施策がこれに伴わぬので、この法律だけが独走する場合において、これは固まつた力とだけであつて、この固まつた力とだけであつて、団結の力によつて外に向つて発展して、そして自分たちの組織に共通の利益をもたらすといふ条件はこの中からは生まれてきません。さらにこの組織の力によつて外へ力を発展させて自分たちの経済を立て直す、よくしていくといふ共通の利益はこういう形の中からは生まれてこない。そうすればどういふ形になつてくるかといへば、この法律によつてがんとワタはめをした中にいて、弱肉強食で弱い仲間を食つていくといふ、そこに自分たちの利益をはかつていくといふことが必然的に生まれてくる。ここにボス支配が出てくる。従つて、こういう法律の中では零細業者なんかは法律の名によつてどんな整理されていく、こういうことが必然的に生まれてくると思ひます。

それからもう一つは、そういう形の中で今度は弱いところにこの団結の力が発揮されていく。どういふ形で発揮されるかといへば、これは価格協定とか何とかいろいろな形で自分たちの利益をはかるために消費者にこれを転嫁していく。こういう二つのボス支配の

悪い面が必然的に発展してくると思うのであります。この二つの点について、中政連の城戸さんと、日本中小企業家同友会代表の東原さんから御意見を伺いたいと思います。

●城戸参考人 第一番目の、強制加入によって業者が非常に救われるだろうという点につきましては、従来のアウトサイダー命令でやっておりまして、現在までのような状態で、そう大して効果はなかったように思うのであります。少くとも今回の強制加入の問題によりまして、私どもは善良なる多数の賛成をもってこの組合を運営していく場合に、わずかの少数の、アウトサイダーと申しますか反対の方がおつて、過当競争の根元になるというように点につままして、組合の大多数の方がこつとやたらいいというふうな非常な善良なる考えにおいてやられる場合には、むしろこの少数の人間のアウトサイダーに対して、強制加入をして、その中でみなが一つ民主的に相談してやられた方が効果的であるというふうには私は思うのであります。だから、同じ業種の方が中に集まっておやりになるのでありますから、しかもその強制加入をする場合には業者の大多数の方が希望をせられまして、それにはいろいろな条件があつてしほられてそういう状態に置かれた方々でなければならぬというのを希望もしまいし、組合の大多数の方が希望をした場合に強制加入というものが適用されるのでございませうから、むしろそういう状態が起らない方が望ましいのでございまして、そういうやむを得ざる場合にはどうしても救いたいというのが私どもの考えでございませう。

それから第二点の組合ボスの発生の点でございませうが、この組合ができれば、先ほど申し上げましたように各人がやはり業種の一人一票の投票になると思ひます。だからむしろ業界の方々が推薦せられた方が出られるのである、結局外部の、業種でないボスというものは入ってこない。むしろ業界の信望のある方がその代表になられる、投票の結果そういうふうになると思ひます。そしてむしろそれによつてこのしわ寄せが弱者にいったりまた消費者にいくという点であります。むしろ私も今後この問題について念願しておりますことは、団結を強化いたしまして、そうして仕入れの問題とかあるいは税金とか金融の問題まで第二段階において与えていたいて、消費物資を安く提供するように持つていきたいというふうには私も考えております。ボスとか何とかいうことでなしにむしろ皆が歩み寄つてその業界をよくしていくように指導していつていただきたいというふうには念願しております。

●東原参考人 ただいま永井先生からの御質問であります。ちよつと私に對して御質問が違ふのじやないかと思ひます。私は強制加入がいいとは言ひなかつた……

●永井委員 いや、あなたは強制加入反対なんです、それは承知したのでありますが、その強制加入によつて強い力が組合に与えられる、これによつて経済が立ち直ることができると、こういうふうには先ほど来のお話がおつておられるのです。だけれども、法律は強いけれども経済的に強い力は自主的な力でなければ出てこないじやないか、そうして、それほど自主的に全体が固まれば経済が立ち直るといふならば、法律の強権によらずとも皆が喜んで入ってくるべきはずなんだ。それをいやだというのに無理に多数決によつて閉じ込めなければならぬといふことは、これはわれわれには理解ができません。賛成の側と反対の側の御両氏の御意見を伺つておるわけですね。ボス支配の点においても、両面における御意見を——あなたは、ボスができると言われておるのだから、具体的にそういう事例を知つておられるから、知つておつたら一つお示しを願ひたい、こういう意味です。

●東原参考人 ちよつと御答弁申し上げる前にお断りしたいのですが、先般総評さんで中小企業団体の主たる団体の方をお集めになつていろいろこの団体の法について意見の交換をなさつたわけでありまして、そのとき、ほとんど意見がまちまちであつたのであります。私事故があつて出席できなかったもので、報告を聞いたのであります。ちよつと非常に複雑な問題もあるものでございませうから、率直にこれを御答弁申し上げます。先生方の御納得のいくような御答弁はとうてい私はできないと思ひます。

●永井委員 速記にとどめることにして、速記で了承します。

●東原参考人 速記にとどめることにして、速記で了承します。

●永井委員 先ほど中政連の方から、組合は一人一票でいくのだからボス支配は起らないというお話でありましたが、政府案の三十六条によりますと、「政令で定める基準に従ひ、定款で定めるところにより、二個以上の議決権又は選挙権を与えることができる」としてあるもので、必ずしも一人一票ではない。いろいろあるから「政令で定める基準に従ひ」というのが、どういふ基準が出るか、これも今のところ見当がつかない。定款がどういふふうな定められ、どういふふうになるかわからない。そういういろいろなところからいろいろな問題が含まれておるわけでありませう。

次に経団連の古藤さんにお尋ねをいたしたいと思ひます。今までの中小企業対策としては、目ぼしいところでは中小企業安定法、それから下請代金の支払い促進法あるいは百貨店法、こういうふうなものがあります。中小企業安定法が、名前は中小企業安定法ですが、実際は中小企業の安定にならないで、大企業の安定にかへつて役立ってきた。いろいろな問題について現在調整組合ができておりますが、これこそほんとうにやらなければならぬというふうなものは、大企業の反対にあつて調整組合ができないいろいろな点がたくさんあります。それからでも内部においてそれが不可能な状態に、麻痺状態に置かれておる、こういう事例があります。下請代金の支払い促進にいたしましても、手形を短い期間にするといふことになれば、それは現金で払うからとつと料金を負ける、負けられなければならぬ系列の下請を作つていくというふうな形で、中小企業を擁護すべきはずの下請代金支払いというものが実際の運用に当りましては、かへつて大企業の権力をふるう場になつておるというふうな事例がたまたまある。また下請の關係からはなかなか苦情が上つてこない。それは下手なことを言つと、お前のところは注文しないといつて首切りにあつたら、こういうふうな目に見えない法律以外のいろいろな経済的な圧力が加わつておる。百貨店法にしましても、これは小売業を守るためにやつたところが、逆に百貨店はどんどん拡張されてしまつた。こ

これらの結果に対して、これは代表的に三つをあげたのですが、こういう実情を経営連の立場でどういうふうに見ておられるのか、これを伺いたいと思うのであります。

それからこういう形でいくと、大企業と中小企業とが先鋭な対立をして、かえって思わしくない、こういうことを陳述されたようでありまして、これは経済企画庁の発表でありますから正確であります。昭和三十一年五月現在で、資本金一千万円以上の大企業二千四百六十社、一千万円以下の中小企業八十八万二千六百社、これを調べた結果によると、売上高は大企業は前年に比べて一九・八%より伸びていない、中小企業は二〇%伸びておる、売り上げはうんと伸びている。そしてその利益はどうかといえ、大企業は五・七%、前年に比べてそれだけの利益を多くあげておる。中小企業は大企業よりもうんと売り上げをしておるにもかかわらず、利益率は三・三%にとどまっておる。その内容を調べてみると、大企業は人件費を上げておる、原料費を安くしておる。中小企業は原料費が前年より上って、そして人件費が逆に下っておる。だから奴隷的な賃金で働かせてうんと売り上げを上げたが、利益は少い。そして原料は、大企業の独占資本の力によってかえって上っておる。こういうような直接人間のからだに針を入れて、血液はしばらく上げないが、資本の力によってこういう生き血を冷徹むぎんに吸い上げる、こういうようなことをやっておる大企業に対しては、通常の形において話し合えといつたって、これはも

う経済的に満足な、あたたかい血の通ったような形における経済的な問題の解決はできるものではない。やはり力のないところに法律的な力を付けて、そうして対等に話し合えるよう、この立場を与えることが問題解決の近道である。そういう経済の民主化の段階における現在、これは社会主義の方針でも、方向でもなければ、あくは資本主義の形でもなく、全くヒューマニズムの上に立った一つの経済民主化の動きであると私は考えるのであります。これに対してどのような経路に経路連は考えておられるのか、一つ所見を伺いたいと思います。

○古藤参考人 お答え申し上げます。第一の問題でございまして、下請代金支払い促進法案とか百貨店法案とか、いろいろなものがございます。中小企業の安定振興に努力して参つておるわけでございますが、そのやり方がかえって逆効果をもたらすのではないかと、お話がございました。それがわかれが今出ておられます。団体法案につきましても、結局強制加入とかあるいは組合交渉の応諾義務的な規定というものがあつて、かえってそれが中小企業の本心と、振興に役立たないのではないかと、むしろ逆行するような問題を起しはしないかというのを申し上げたわけでありまして、従いましてこれは、やはり経済の原則は経済性のより高いところに仕事が行き、事業が発展し、雇用が増大するということになつてくるのでございまして、それをあまり経済外の力で押さへようといつても、自由経済を基調といたします今の経済態勢から参りますと、往々にして法律で無理な規定

をなさいますしても、それは逆の効果を来すという場合があるのではないかと。その場合は、下請代金の支払いの問題なんかは確かに全部のものが正しくなつておるとは申しませんが、若干の企業にあるいはそういう代金支払いを遅延させたという事例がないではないと思つておられます。しかし全体としてやはりどこへ発注するかというところは、現在の自由企業においては自由でございまして、より品質の高いところに発注をする、より品質の向上しているところにもものを頼むというところは、今の経済態勢というものを是認すれば当然この問題はあるわけでございます。そういう面におきまして、あまり経済態勢、経済の基本的なあり方と合わないような法律上の規定を設けて、それによつて中小企業の振興をはかるということは、法律の上でいかに明記しましても結局は逆効果になるのではないかと、そういうことをわれわれは心配いたしました。午前申し上げましたような、つまり団体法案につきましても、あの二点について若干の疑義があるので慎重御審議願ひたい、こう申し上げておるわけであり

ます。第二の点でございまして、経済企画庁の数字をお出しになりました。中小企業の方は売り上げは上つておるが利益は減つておる、大企業は売り上げはそれほど上つてないけれども、利益はふえておる、こういう御指摘でございますが、それは同時にその背景において、生産性の向上につきまして、オートメーションとかあるいは機械機械化というものをこの数年大企業はどれくらいやってきたか、それは御指摘なかつ

たのですが、設備投資の問題についてもおわかりになると思つております。この数年來どのくらいの新しい設備が入れたか、また戦後どのくらいいろいろ新しい技術を導入してやられたか、そういうふうなものが要するに蓄積されて、利益が非常に上つてきたという問題があるのでもございまして、個々の賃金があるのでもございまして、何でも条件ができてきたわけでございます。従いましてこの表面の数字をこらんにして、すぐ大企業は搾取ばかりをして、搾取率が上つたのだというお考えだと、これは少し御見解の相違だと思つて、数字を誤まつてお読みになつておるのじゃないかといふふうになつておるわけでございます。売り上げが中小企業ではふえておるにもかかわらず利益が上らないといふことの、一つの問題は、やはり御指摘がございました。過当競争のせいではないかと、これはわれわれも、中小企業団体法案というものができて、調整規程というふうなものによつて中小企業間の過当競争をなくしていくことに努力されることは、もつともなこととございまして、こういうことによつて売り上げも上り、利益も上り、さらにもっと申せば、中小企業の一歩おくれでおる問題である生産性の向上ということについて、もつと御努力がなければ、こういう問題は前向きに解決されていくのじゃないか、こういうふうになつておるわけでありまして、

○永井委員 もう少しあたたかい血の通つたような御答弁でもあるかと思つたが、独占資本が独占を強化して、そうしてもうけていくのに何が悪いのか、自由経済の限りにおいては当りまえのことだ。しかも法律でいろいろなことをするならば、こちらの方では違つた手からやはり搾取の方法手段は対抗的にもなつて、法律を一片のほごにするような資本の力と方法手段は持つてい

るぞ。こういうふうなことをするよう今の——御本人は大へん悪くやで紳士的なお言葉でありますけれども、その中に盛られておる鋭い目と、そのものはタカのつめよりも鋭いということ、今見とつたのであります。でありますから、われわれは中小企業の問題はもつといろいろな角度からほんとうに対抗できるような焦点に触れた問題を解決していかねば、これは黙つてはつとけい全部いへえきにされてしまふ、かように考えるわけでありまして。しかしこれ以上は議論になりましてから私は差し控えますが、大

体リンゴの気持はわかつたということでございます。○田中(武)委員 先ほどの永井委員の質問に関連いたしました。城戸さんに一言だけ質問いたしたいと思つて、城戸さんは先ほど永井委員の御質問に対して、組合員が各一票の権利を行使する、従つて比較的大きいところも零細企業も同じことである、こういうふうにお答えになりました。そういうことであるから民主的な自主的な運営ができる、こういうこととございまして、その点について、三十六条の点は今永井先生からも御指摘がございましたが、もう一つ六十八条に団体の役員に解任について、政府の方から権力をもつて解任することができようになつておられます。あなたが

自主的に民主的に運営することが最も望ましいとするならば、どうした場合であつたとしても、かりにその人が役員に選ばれないとするならば、組合内部の民主的な改選によって役員をかえるべきである。しかるに政府が権力をもつて役員を解任するということが、こういう規定がありますれば、もちろん非行とか何とか、役員に不適しない非行というような言葉はついておりませんが、これが悪用せられまして、いわゆる組合役員内部の権力的な争い、いわゆる官僚化ポスト、ポスト化した官僚の結託によって、組合が権力者の意のままに振り回されるという結果が起ることを懸念されるのであります。あなたが、あなたはこういう規定があつても、なお組合が民主的かつ自主的な行動ができることを確信を持っておられますか、いかがでございますか。

○城戸参考人 私はそうは思わないのでございまして、民主的に人選されましてその組合の幹部が何かよほど悪いことをするか、何かよほど間違つたこととでなければ、何ば政府であつても、それを解任するようなことはできないと私は思つております。

○田中(武)委員 かりに組合ないし組合員に適當でない非行をやつたような場合、政府の権力をからずして、組合がほんとうに民主的であり自主的であるならば、組合員みずからの手によって役員を改選する方が正しいのじゃないでしょうか。

○田中(武)委員 よろしいわ、これ以上言うてもしょうがない。

○福田委員長 加藤清二君。

○加藤(清)委員 ただいま時計がもう五時十八分くらいでございます。参考人のお方もだいぶお疲れのようでございますので、私は要点をかいつまんでお尋ねいたしますから、答弁者の方も要点を簡単に答えるように御努力願ひたいのでございます。

すでに今までの質疑応答によつて明らかになりましたように、本法律は中小企業を救うために設けられた法律でございまして、この法律は内容の包含する点からいまして、およそ目的とは違つてしまつたといふことがはつきりしたと存じます。たとえば御承知の通り中小企業が苦しんでおるものは融資であり税金でございますが、それには一向触れられていない。次に、資材の問題である。特に原料高の製品安という問題、あるいはその高い資材もなかなか中小企業は狭き門で受け取れない。せつかく仕事をもらひましても、その支払代金が非常に遅延をしております。系列下に入らなければどうにもならない。こういうような今日の中小企業の苦しみはこの法律によつては救われぬ。なぜならば、税金の問題も融資の問題も、御承知の通り大体これは政府の施策によるところが多い。ただいまのお話によると、役員

の選挙までも政府の良識にまかせるというふうな、まかせつきの話なんです。これはどうにもならないといふことがこれでつきりしてきたわけなんです。ところで資材の面、仕事の面、支払代金の面、系列の面、これは親企業との間の問題でございまして、企業と、これは団体交渉をやらなければどうにもならない問題である。しかるに

団体交渉は、今経団連の方がおっしゃる通りに、応じようが応じまいが、義務づけられていないのでございまして、から、いやじゃと言われたらそれで済まぬんです。結局この法律で残るところは何かというたら、組合が不況カルテルを結ぶ、こういうことだけである。不況カルテルを結ぶことだけのこととはどういふことかといへば、値段の協定をするといふことなんです。値段の協定をするといふことはどういふことになるかといへば、消費者に対して中小企業のしわざをそつちへ向けて救われよう、こういうことです。もう一つ、団体の強制加盟によつて仲間をある程度整理してもやむを得ないんだ、ついでにこの間に生活協同組合を整理するのやむを得ないんだ。欲をいへば兄弟の農業協同組合も一つ押さえてやろう、こういうことで本法律の団結権によつて得られるところの効果は何かといへば、ほんとうに相手としなければならぬものを対象とせずに、それははおかむりをしちやつて、兄弟仲間を食つて安全地帯になる、ないしはお客さんに向つて値を上げ上げて何とかしよう、こういうことなんです。それ以外に何かあつたらお教え願ひたいのでございまして。今日の参考人の中でどなたでもよろしゅうございまして、ところがわが党の法案はそうはなつていないんだ。わが党の法案はあくまで、経団連のお方が見えますけれども、隠していらつしやるそのつめをちよいと出していただいて、そのお方と交渉をして、原料高の製品安も、支払代金の遅延のことも、あるいは工賃の値上げも相談づくでやろう、こういうことでございまして、わが党の

法案の方が中小企業の難境を救うのに持つてこの法律でございまして、こんないい法律はない。参考人の一部の方も言われたんだが、そういうことが百もわかつておりながらなおかつ中政連案とか政府案の団体法にたかれながらもそちらへついていかなければならぬ原因が一体どこにあるか、これを一つ内藤さんや立川さんあたりの体験者の言葉として聞きたい。ぜひこれは正直に答えていただきたい。幸いNHKもおらなくなりましたし、新聞記者の諸君もいなくなりましたし、新聞にも出ないのではありませんから、安心して一つお答え願ひたいのであります。

○立川参考人 加藤先生の御質問にお答えをいたします。先生はただいまこの審議を通じてこの団体法は不況カルテルばかりしかできない、それが究極の目的であるといふふうにおつしやいましたが、しかし中小企業が組織化されましたが、しかし中小企業が組織化されましたが、政治的な発言が可能になつて参ります。そういう点が出まされれば、税金の面にはたしてしましても資金の面にはたしてしましても何らの解決は見出せない。われわれが生業を外にして社会党の皆様や自民党の政調会に参りましていろいろの陳情をするのも、組織化を通じてできるものであります。また法案第十七条の二項には経済事業をやることも許されておるのではありませんか、今先生方の多数の御意見がありまして、非常に例外的な問題を中心にしていろいろの御意見を伺つたように思ふのです。私どもはそういうことは全然考えておりません。まず業者が組織されまして、内部の教育をしまして内部の自覚によつて

順次与えられた自分たちの権限を広めていきたい、こういうことをいたしませんければ当然できないのであります。資材の確保の点においてもその通りであります。そういうような意味において、私どもは決して社会党御提案の組織法に反対をいたしておるものでもありませんし、また先ほども申しましたように、商業調整法案にいたしましても、あるいは卸と製造業者を規制して小売商を助けていこうという法案に対しては私は大乗の見地から賛成をいたしておるのであります。また産業分野の確保に関する法案につきましても、あれは生産者の分野でわれわれがあまり論議することは差し控えますが、その精神においては賛成をいたしておるのであります。

どうかさういふ意味において、団体法と組織法との間には大きな開きがないのでありますから、もう一歩進めて何とか一致点を見出すように努力されたいことを重ねて申し上げます。

○加藤(清)委員 立川さんはこの道の苦勞人でエキスパートでいらつしやいますからよくおわかりのことと存じますが、今のあなたの陳情にしても交渉にしてもですが、何としましても対等の立場に立たないと効果が薄いのです。百貨店の場合でも、下請代金支払の場合でもそうですが、下請の方々はここへ来てもの言えない。言つたらあつてがつかんとやられる。そこでいふ私も私どもが代弁しておるんだが、どなたから聞いたかといふことも発表することを私どもは控えておるわけです。がつんとやられるからかわいそうなんです。ところでこの際法律ができるというのでしょう。そうしたら対等の立

場で交渉ができ、陳情はもちろんでございませう。しかも相手が応諾の義務を負わなければならない。こうすれば最も対等の立場になる。その方が一そう中小企業の団結をかたくすると思うのです。なぜならば、妙味とうま味と効果が多いからでございませう。そうならば私どもの案の方がいいに違いないということはわかり切っておつても、なおそのことがはつきり言えずに団体法でもやむを得ません、社会党さんこつちへ歩み寄って下され、こう言わなければならぬ真意がどこにあるかが聞きたいのです。それを今度は内藤さんに聞きます。

○内藤参考人 私、尊敬する加藤先生にお答えをいたす機会を得ましてまことにありがとうございます。政府におかれましては自民党におかれましては社会党におかれましては、今日のままだに中小企業を放置するならば中小企業の振興育成はできない、何とかしてこの弱立場にあるところの中小企業者に対して組織の力を与えてやろう、そして彼らが団結して内には自主的な調整をし、また一部経済行為に對しては働きよいようにしてやろうというふうにお考え下されたものと存じまして、私もこの両案によりまして非常に感激と勇気を与えられたわけでございませう。しかし私どもが政府案に賛成するゆえんのもの、二、三、三、三にあるのでございませう。それは先ほど参考人として私が申し上げた通りでございませう。

お前たちはそういうときにおいてのみこういうことができるというような法律でございませうが、社会党の法案の中にはどうやら業種指定の問題があるようございませう、全国に一万数千ありますところの商店街はこの業種指定の中に入っておりません。お前たちは組織せよ、団結せよとおっしゃっているたゞきませうけれども、これは高ねの花にひとしいものではないかと私は思うのであります。

いま一つの問題は、組合の名において交渉する交渉権でございませうが、あなた方はもし組合を作つて大資本の者に文句を言つと、やられたときにはどうするかという御質問がございませうけれども、ただいま加藤先生は、お前たちは力の弱いものである、だから鉄砲だけを与えるのでなくともたゞ少しくらはは与えてくれというのが言いたるところだと思ひますが、残念ながら私は、社会党の案にはそれが無いように思ひます。私は今までも社会党に対して非常に大きな尊敬を持ち、社会党は革新政党である、貧乏人の味方である、しかもわれわれの尊敬する知性の非常に高い諸先生がおられますので大いに期待いたしておつたのであります。調整事業も商店街はあまりできない、あるいは団体交渉の名における交渉もできない、また強制加入と申しますことが非常に問題のようございませうけれども、今まで組合を運営して参りまして一番困るのは、アウトサイダーに乱されて組合の育成がなかなかうまくいかないこととございませう。現在非常にわれわれの有効だと思ひます協同組合等におきまして、アウトサイダーというものについては

なかなかむずかしい面があるのでございませう。しかし強制加入をせよと申しまして、法律上の非常に嚴重な段階がございまして、簡単に強制加入などできるものではないと私は思ふのでございませう。せめて、こういうこともできるぞという隠し刀がほしいのでございませう。今の法律についてこの面を考へてみましたけれども、いろいろの嚴重な規制がございまして、強制加入、強制加入と申しまして、氣遣いが

氣遣いという語弊がありますが、簡単に力を与えられた者がその力をふるうということとはちよつと困難ではないかと思惟するわけでございませう。ただいま立川参考人が申されたように、政府案と社会党案とは非常に差が狭まつております。何とか中小企業を育成してやろう、組織化してやろう、団体権を持たしてやろうという厚いお氣持の表われであらうと思ひますので、どうか御両者で御検討下さいまして、一日も早くわれわれ中小企業者に組織の力と団体の力を与え、自主的に団体を運営して経済活動を円滑ならしめるように、また中小企業が生きられるようにしていただきたいといひねがう次第でございませう。

いましましたからお尋ねしますが、小売商で今度やりますことはどういふことかという、販売の制限と価格の協定なんではない。私どもは団結するといふことに反対しているのではないのです。私どもは団結した効果を一そう表わしてあげたい。そのねらいをどこに定めるかといへば、それは兄弟仲間の業者を整理するとか、あるいは小売値段を上げたり、消費者を苦しめるというところだけでなく、むしろ困つていらつしやる原因の原料高の製品安とか、あるいは品物仕入れのときの値ぎめ、この交渉がまず一番大事である。特にメーカー部門における下請はこれが一歩大事である。そこで、これにほんとうに実力を与えるには団体交渉権を与えなければだめだといふこと。保守党案だと、こつちは応じてもらいたいといつても応じてくれないといふことになつてゐる。あえて法律語を使わずに一般語に翻訳して言うてゐるが……。そこで、そういう権限は付与された方がいいではないか。にもかからず、付与されない方の案により多く賛成なさつて、私の方の案をそちらへ歩み寄れ、こうおっしゃる真意は那邊にございませうかと聞いておるのです。ポイントをはずさぬように。

○内藤参考人 お答え申し上げたいと存じます。組合交渉権といふのは団体の法にもあると思うのでございませうが、さうに考えておつたわけでありませう。いま一つの問題は、商店街及び商店は、価格の協定とか二つくらいだといふようにお考えのようであります。実はかようなことも考えたのであります。われわれは消費者のためにある団体で、消費者あつてこそわれわれでございませうので、われわれの信用を回復し、消費者のために何とかいたしたいといふのでお互に正札の発行とか、正量販売とか、品質の表示とか、従業員の保健衛生のため営業時間とか休日といふような問題も考えてみたいと思つてゐるわけでございませう。

○加藤(清)委員 やはりこの問題は何度尋ねても答えられないのは、百貨店法のときも、下請代金の支払いを促進してあげようとしたときも同じである。といふことはどういふことかといふと、ここで発言すればあとで圧力が加わるといふことである。それをおつしやらぬだけである。その圧力を排除することがほんとうは中小企業の自主独立を助け、経済的にも向上させる。人格的にも向上させるといふことになる。それが没却されてはこの法律が通つたつて骨抜きである。従つて、百貨店法と同じように、通つたといふにまた修正して下さい、こういうことを言うて来なければならぬようになることをおそれるわけでございませう。

そこで二番目にお尋ねしたい。簡単に尋ねますから簡単に答え願ひます。政府案として提出されてゐるものは、聞くところによると鮎川さんの原案が相当入つてゐるというお話でございませうが、鮎川さんの原案は本案にどの程度盛り込まれたのでございませうか。また鮎川さんの中政連として、団体交渉権はなくてよろしい、相手が応じなくても仕方がない、効果がなくても仕方がないとお考えでございませうか。この点、お伺ひいたします。

○城戸参考人 私どもが最も最初から

主張しておりましたのは、義務加入と団体交渉権の二つでございます。われわれとしてはこの団体法案に満足という点まではいきませんけれども、一応これを織り込んでいただいておりますので……。私もそれはそれだけを主張してきておったのでありまして、中小企業振興審議会においても同様のようない意見も出ておったようでございますが、政府でそれを調整してもらったのでございますが、われわれとしてはもう少し強いところを持っていった方がいいというふうに考えます。

○加藤(清)委員 ごもつともな御意見だと思ひます。真に中小企業の苦しみの実態を知り、その実態をより多く救おうという熱意にかられているんならば、必ず答えは一致するはずでございます。ただ問題は勇気があるかないかだけのことでございます。

そこで次にお尋ねいたしますが、本法案がもしかりに通過したとすると、各県に連合会ができて、その各県の連合会の中央会——名前はどうか知りませんが、全国的な統一されたものがここにできる、こう思ひますが、その組織ができたときの役員の構成でございますが、どのような御計画がございませうか。ボス支配になりはしないかという心配があるからであります。

○城戸参考人 それは各県で一応自主的にきまるのでありまして、われわれとしてはその点についてはノー・タツチでございます。

○加藤(清)委員 あなたが帝国石油をわざわざやめてこちらへいらっしゃって、鮎川さんが相当な私財を投入してやられたが、その点は私は敬意を表しております。しかしそれはあくまで生

みの親として、産業役として携わっただけで、あとはお引きになりますか。

○城戸参考人 その点についてお答え申し上げます。私はまだ帝国石油をやめておりません。

それともう一つは、中小企業政治連盟は政治結社でございます。今度できる、団体中央会というものになるようでありまして、その方とは別個でございます。いまして、われわれとしては、この次にやるべき税金の問題、金融の問題、社会保障の問題、そういうわれわれの掲げておるスローガンを次々に皆さんの御協力を得て達成したいと思ひます。

○加藤(清)委員 質問の要点を答えて下さい。あくまで中政連の現幹部は産業役であつて、でる上るものの幹部にはならない、こういうことでございませうか。息のかかった人が入るからないかというところでございませう。

○城戸参考人 それはわかりません。各業界の方で選挙されてなる方があれば、それを無理にとめる必要はないと思ひます。

○加藤(清)委員 大体わかりました。推されればなるということでございませうね。

○城戸参考人 その人がなるならば、それでよいと思ひます。

○加藤(清)委員 先ほど来ボス化するかしれないかの問題について同僚議員から質問がありましたが、その点には触れませんが、あなたのところでもしかりに推されてなつた場合に、今度はそういう愛があるかないか。お答えのいかんによつては追つて質問をいたします。

○城戸参考人 私は民主的に選出さ

れ、運営されるのであれば、別にそう心配するようなことはないと思ひます。

○加藤(清)委員 心配することがないとおっしゃるから私はあえて聞かないればならぬことがあるんだ。ボス化には絶対ならないように努力するとお答えになったら、私はやめるつもりだ。そうしなければやむを得ぬから、あくまで私は具体的に申し上げる。あなたはパンプ・チャイナ事件を御存じでありますか。

○城戸参考人 私は現在中小企業政治連盟の一人用人でございます。そういう次の中央会というか、団体中央会の問題等について、われわれが何を何とかしようというような考えはありませぬ。ただわれわれとしては、もし通りすがれば、これを手助けして指導育成に尽力すべきだと思ひます。

○加藤(清)委員 あなたの答弁いかんによつては、これはもつとはっきり言わなければならぬ。だから聞いています。何だつたら記録をやめていただいてもいいのです。中小企業を助けるという目的をもつておやりになつたということですが、実は鮎川さんの考えざる方向に向いつつある。その結果通産省と外務省とがどえらいトラブルを起したという事件もあるのです。もつと手帳などところから申し上げてみましょうか。あなたの方でかつて百貨店法の制定、百貨店横暴反対といふことで大会をおやりになりました。その大会の引出物が何と百貨店の白木屋のふろしきであつた。まるでナンセンスですよ。これは係の方の間違ひだといふことで笑い話で済んでいるんです。ところがパンプ・チャイナ事件というものはそんな簡単な問題ではな

い。あなたの方が中小企業を助けようとテスト・ケースとしておやりになつたその産卵式のトンネルがまがやがて周辺の零細企業を殺し、そのディナー・セット以下のアメリカ輸出の高級セツトに大きな影響を及ぼした。そのことはやがて外務省と通産省との大きなトラブル事件になつた。なぜそこまでいかうかといふは、鮎川さんのようなので、あなたがいふ通りに話して合ひできめるとおっしゃるが、それがなかなかきまらぬで、ついに片一方の方はアメリカへじきに調査に行かうじやないかといふことになつてしまつた。事実行つたんです。そういうことまで起きるんです。何もボス化を意図しておやりになつたのではないのです。私は鮎川さんのこの努力とこの誠意とこの中小企業に対する愛情に満腔の敬意を表してゐる。しかし親心子知らずで、その鮎川イミテーションの人たちがやられますと、ついついそういうことになりがちである、こういうことを申し上げたいのであります。せつかく法律によつて中小企業を守らうとした、それが踏み出るだけではこれは問題だと思ひわけでございませう。

そこで最後に、きわめて御熱心であるという点に敬意を表しつつ私は承ねたいのですが、今国会にどうしてこれを通してくれという陳情書が私の手元にも参つております。皆さんの議員さんのところにも来ているだろうと思ひます。これは聞かなければならぬと思ひます。これはきょう一日の審議によつても明らかな通り、これに対しては意見が幾つかある。具体的事実の把

握も正確にするには向う三年かかると中小企業庁の長官はさきに答弁しておる。実態が何ものであるかもわからずに、なお大急ぎでやつてもらいたい。それから商工会議所の方は早う何でもいから着物を着てくれとおつしやつた。これも一つの意見として私は傾聴いたしますが、何がゆゑに、具体的な実態もいまいことしてゐるときに、早くこれを通してしまわなければならないのか。これは中小企業を守るための中小企業の憲法なんだ。だから私は慎重審議、検討して、それこそあなたのおっしゃる通り民主的に世論のおもむくところをよく見て、実態の弊害をよく見て、すっかりこれを除去して、理想の形態において通してみたい、こう思つておられますが、なおかつ、どうぞ早うやつてくれと、電報がくる、はがきがくる、それから白だすきをかけていらつしやる。それが主として中政連関係の方が多いようでございます。その真意のあるところを陳情の人に聞いても十分に回答ができません。そこであなたにこの点を御回答願ひたいのでございませう。なぜか。町に声あつて、陳情は社会党、投票は保守党、功績は中政連、こういう声がありますので、あえてお尋ねするわけでございませう。

○城戸参考人 先ほど御披露申し上げましたように、中政連の提案しました団体法期成同盟が会員が一千万以上といふことに一応なつておりますので、その中には、いろいろの人々も入るでしよう。そういう知らぬ人間で使ひて来る人間もおられるかもしれません。非常に会員が多いために、そういう点もあるかもしれません、いづれにいた

しましても、社会党にしましても二月十三日に組織法案という中小企業法の法案を出していただいておりますし、また政府からも中小企業団体法案が出ておるのでございまして、その内容を検討いたしますと、そう大した違いはない。一点か二点か重大な点が違ふところがあるようでございますけれども、そういう点も、皆さんは何とか中小企業者のレベルを上げてやらなければいかぬという点においては一致しておるのでございますから、両党におきまして十分御検討願ひまして、何とかして今国会に通してもらいたいということは、われわれ中小企業者も非常に熱望しておりますから、ぜひ両党で御相談していただきまして、ぜひ今国会において通過させていただくよう、一つお願いする次第であります。

○加藤(清)委員 私の尋ねている真意にお答えがいただけなかったようでございしますが、まあ言われるまでもなく、私も本委員会は与党野党を問わず、中小企業のためには非常に熱心でございします。ああしてくれ、こうしてくれと口にしながら、たつた一日のしんぼうができない陳情者もおありのようでございしますが、私どもは今回だけでも、一回や二回ではございませぬ、夜が明けても暁の国会でもやろうと覚悟しております、そのゆえんのもの、は、より中小企業を助けようと思えばこそでございます。またこの努力はきのうきょう始まったわけではございませぬ。それはあなたの両わきにいらつしやるお方がよく御存じのほうでございまして、過去もしかり、現在もしかり、また将来においても、中小企業がほんとうに繁栄するのがやがて国

家経済の基礎と考えている私どもは、国家の続く限り中小企業のために努力しよう、こう思っておるわけでございします。従いまして、今後あなたの方にもよく連絡をとつて、一つ真に中小企業のためになる法律を作ろうではございませぬか。ではこれで……。

○福田委員長 参考人各位には御多用中のところ、長時間にわたりました各種御意見を承わり、本案の審査に多大の参考になりましたことを、厚く御礼申し上げます。

本日はこの程度にとどめます。次会は明二十五日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。
午後五時五十五分散会